

業務委託一者特命随意契約結果一覧（令和2年4月～6月契約分）

◆年額、月額、単価、割合等で契約している場合は、契約金額欄には予定総額を掲載しています。（No.206, 207、208を除く。）

※令和4年2月28日、384番及び385番を追加しました。

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
1	接遇研修業務委託	株式会社エスエブ レーン	R2. 4. 1	2, 640, 000	業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適切ではない。平成27年度に実施した指名型プロポーザルにより企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定し、以降の研修において受講者から高い評価を受けており、質の高い研修を継続的に実施する必要があるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	総務部人事課 (電話：053-457-2088)
2	職場の接遇センスアップ研修 業務委託	株式会社話し方教育セ ンター	R2. 5. 29	1, 656, 481	業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適切ではない。平成27年度に実施した指名型プロポーザルにより企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定し、以降の研修において受講者から高い評価を受けており、質の高い研修を継続的に実施する必要があるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	総務部人事課 (電話：053-457-2088)
3	マネジメント能力向上研修業 務委託	株式会社ビジネス スクール・マネージメン ト・ブレーン・アソシ エーション	R2. 6. 9	550, 000	業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適切ではない。平成26年度に実施した指名型プロポーザルにより企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定し、以降の研修において受講者から高い評価を受けており、質の高い研修を継続的に実施する必要があるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	総務部人事課 (電話：053-457-2088)
4	浜松市職員のストレスチェッ ク及び研修等業務	株式会社 フジEAP センター	R2. 4. 27	10, 748, 375	本事業は、個人及び組織の状態を経年変化で把握しながら、継続的な技術支援を実施することが求められており、平成28年度に実施した業者選定の際に継続契約が可能であることを参加条件に付している。 本市の職員・職場の事情や特性に精通し、経年変化の状況を踏まえた事業を実施できる唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	総務部職員厚生課 (電話：053-457-2386)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
5	令和2年度浜松市若年層向け情報発信業務	良い広告株式会社	R2. 6. 1	4, 400, 000	業務の内容や性質、目的から価格競争による選定はなじまないことから、広く公募によるプロポーザルを行い、企画提案の内容を審査した結果、当該事業者を最適事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部広聴広報課 (電話：053-457-2021)
6	令和2年度広報紙編集機材保守業務	富士ゼロックス静岡株式会社浜松支店	R2. 4. 1	1, 263, 240	本システムのセットアップ業務の一般競争入札に唯一参加した業者であり、障害発生時の切り分けに必要な設定情報にも熟知している。市が求めるシステム機能などに関する知識と豊富な経験を有するスタッフの確保にも応じることができる。また、編集機材を介して運用している写真管理システムのセットアップも同業者が請け負っており、両システムの連携や不具合に対してもスムーズに対応できる唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部広聴広報課 (電話：053-457-2021)
7	浜松市多文化共生センター業務	公益財団法人浜松国際交流協会	R2. 4. 1	30, 140, 000	当業務は、多文化共生全般に関する専門知識と実務経験、外国人コミュニティに精通した人材の配置が必要となる特殊性を持った業務である。また、施設は年末年始を除き開館する必要があり、これを可能とする人員が必要となる。 浜松国際交流協会は、地方公共団体の共同組織である自治体国際化協会が認定した「多文化共生マネージャー」、外国人コミュニティに精通したバイリンガル職員が常勤する市内唯一の団体であり、年間を通じて施設を開館できる職員数を要する団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 (電話：053-457-2359)
8	浜松市多文化共生総合相談ワンストップセンター業務	公益財団法人浜松国際交流協会	R2. 4. 1	25, 540, 900	当業務には、年間を通じて、6言語のバイリンガル相談者各言語1人以上、及び日本語とポルトガル語のバイリンガル人材1人以上の配置が必要となる。 加えて、相談員への指導とソーシャルワークに精通した人材の配置が必要である。 現在これらの人材を抱えているのは、市内において浜松国際交流協会のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 (電話：053-457-2359)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
9	浜松市外国人学習支援センター業務委託	公益財団法人浜松国際交流協会	R2. 4. 1	48,840,000	当センター業務は、年間300回を超える日本語学習支援等をはじめとする複数の講座を、市民協働により実施するものである。日本語学習支援など、センター関連業務に特化し、当該業務量をこなすことができるのは、常時60人を超える日本語学習支援組織を抱えている浜松国際交流協会のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 (電話：053-457-2359)
10	外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業（浜松市定住外国人の子供の就学促進業務）	公益財団法人浜松国際交流協会	R2. 4. 1	30,415,000	当業務には、支援の対象となる就学相当年齢の外国人の子供の多くがブラジル国籍であることから、ポルトガル語バイリンガルを常時配置する必要がある。加えて、精神面に課題を抱える子供のカウンセリング能力を有する人材が必要である。浜松国際交流協会は、バイリンガルの就学支援に関する実務経験者とブラジル人心理士を有する市内唯一の団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 (電話：053-457-2359)
11	令和2年度浜松市における地域日本語教育の総合的な体制づくり推進業務	公益財団法人浜松国際交流協会	R2. 4. 3	10,285,000	当業務の実施に当たっては、日本語教育に精通した総括コーディネーターを配置することとしている。総括コーディネーターは、10か月間にわたる常勤が必要となり、欠くことができない。現在、総括コーディネーターの能力を証する制度は文化庁地域日本語コーディネーター研修制度のみであり、当該研修制度修了者が常勤職員として2人以上所属するのは市内において浜松国際交流協会のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 (電話：053-457-2359)
12	令和2年度北区・浜北区光通信設備保守管理業務委託	西日本電信電話株式会社 浜松支店	R2. 4. 1	24,530,000	公設民営方式にて敷設した光通信設備で、IRU契約により光ファイバ等を貸し付ける場合は、借り手である西日本電信電話（株）が通信設備を支配・管理するものとして規律され、対象となる設備も同局舎内に設置していることから、他に実施できる事業者は存在しない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報政策課 (電話：053-457-2722)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
13	令和2年度行政情報系ネットワーク運用業務	日本電気株式会社浜松支店	R2. 4. 1	15, 800, 400	現在の浜松市のネットワーク構築は平成29年度に日本電気が行ったものであり、日本電気が独自にカスタマイズした著作物(プログラム等)であり、他の事業者によるメンテナンスが不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報政策課 (電話: 053-457-2723)
14	令和2年度ファイル共有サーバ運用保守業務	日本電気株式会社浜松支店	R2. 4. 1	3, 129, 500	現行のファイル共有サーバの設定は日本電気株式会社の著作物(プログラム等)であり、他事業者では障害対応・運用保守ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報政策課 (電話: 053-457-2723)
15	令和2年度L G W A Nネットワーク運用業務	日本電気株式会社浜松支店	R2. 4. 1	1, 138, 500	現在の浜松市のL G W A Nネットワーク構築は平成30年度に日本電気が行ったものであり、日本電気が独自にカスタマイズした著作物(プログラム等)であり、他の事業者によるメンテナンスが不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報政策課 (電話: 053-457-2723)
16	令和2年度業務端末システム運用保守業務	日本電気株式会社浜松支店	R2. 4. 1	3, 365, 736	現在のオンライン業務端末は平成28年度に日本電気が端末の構築等を行った。インストールしている戸籍システム・分散住民票システム等浜松市の環境に合わせたカスタマイズ必須のプログラムや著作物等であるため、他事業者では保守ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報政策課 (電話: 053-457-2723)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
17	令和2年度二要素認証システム運用保守業務	日本電気株式会社浜松支店	R2. 4. 1	8,745,770	二要素認証システムは、浜松市のネットワークおよび端末環境に合わせた調整等が必須となるセキュリティシステムであり、著作権の関係によりソフトウェアの調整は日本電気株式会社でなければ実施することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報政策課 (電話：053-457-2723)
18	令和2年度地域情報系ネットワーク運用保守業務	西日本電信電話株式会社 浜松支店	R2. 4. 1	13,255,000	現在の浜松市の地域情報系ネットワーク構築はNTT西日本が行ったものであり、その納品物にはNTT西日本が独自にカスタマイズした著作物（プログラム等）を含んでいる。これにより、他の事業者によるメンテナンスが不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報政策課 (電話：053-457-2723)
19	令和2年度ネットワーク連携システム運用業務	富士通株式会社浜松支店	R2. 4. 1	3,247,200	本システムの構築は富士通株式会社が行ったものであり、独自にカスタマイズした著作物（プログラム等）であり、他の事業者によるメンテナンスが不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報政策課 (電話：053-457-2723)
20	令和2年度パソコン監視・遠隔制御システム等運用保守業務	遠鉄システムサービス株式会社	R2. 4. 1	6,479,000	パソコン監視・遠隔制御システム等の構築は遠鉄システムサービスが独自にカスタマイズした著作物（プログラム等）であり、他の事業者によるメンテナンスが不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報政策課 (電話：053-457-2723)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
21	令和2年度地図情報システム(GIS)運用保守業務	株式会社インフォマティクス	R2. 4. 1	15, 279, 000	本システムはインフォマティクスの著作物(プログラム)を導入しており、運用保守及び機器更新のためのシステム設定等は他の事業者では不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報政策課 (電話: 053-457-2723)
22	令和2年度浜松市地図情報システム窓口閲覧機能追加業務	株式会社インフォマティクス	R2. 6. 10	3, 003, 000	機能追加先の現在庁内で運用している浜松市地図情報システム(GIS)はインフォマティクスの著作物(プログラム)を導入しており、機能追加業務は他の事業者では不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報政策課 (電話: 053-457-2723)
23	ICT調達支援業務委託	アビームコンサルティング株式会社	R2. 5. 29	5, 907, 000	公募型プロポーザル方式により、企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該事業者を最適事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報政策課 (電話: 053-457-2724)
24	公共事業に伴う測量及び表示に関する登記事務(単価契約)	公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会西部事務所	R2. 4. 1	159, 986, 000	<ul style="list-style-type: none"> 調査士協会は、その設立目的が「専門的能力を結合して、官公署等による調査・測量、その登記の適正かつ迅速な実施に寄与することにある」ため公共性が高く、組織的な業務執行が可能であるとともに責任の所在が明確である。 本業務について、調査士協会に所属する土地家屋調査士以外に、入札参加資格登録している土地家屋調査士がいない。 以上のことから、本市における本業務の確実な遂行と正確性を確保し、将来に亘り成果の責任所在を明確にする業者は、調査士協会の他には無いため、契約方法を随意契約(1者特命)とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部アセットマネジメント推進課 (電話: 053-457-2276)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
25	令和2年度市単独事業阿蔵山 自然環境配慮業務	株式会社フジヤマ	R2. 4. 16	4,620,000	<p>・本業務は、浜松市沿岸域の防潮堤整備に使用する土砂の搬出地であった阿蔵山において、平成25年度から平成28年度に移殖した貴重な動植物について、生育・育成状況を確保し、保全することを目的としている。</p> <p>・移殖・代償池の創出、モニタリング調査・保全等はすべて株式会社フジヤマが実施してきた。</p> <p>以上のことから、本業務の目的を達成できるノウハウを持ち、継続的な調査を実施できる業者は株式会社フジヤマ以外に無いため、契約方法を随意契約（1者特命）とする。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部アセットマネジメント 推進課 (電話：053-457-2276)
26	令和2年度 建設工事技術管理事業 建設総合情報システム保守業務	株式会社浜名湖国際頭脳センター	R2. 4. 1	9,966,000	建設総合情報システムは、当該会社が開発したもので、システム構成等の多くが特殊仕様であり、本業務を履行できる唯一の者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部 技術監理課 (電話：053-457-2620)
27	令和2年度浜松納税意識啓発業務	浜松納税意識啓発市民会議	R2. 4. 1	2,500,000	本事業は税の専門性を踏まえつつ、オール浜松で市民自身による納税意識の機運醸成を図ることを目指すものであり、これに合致するのは市内の税関連団体・商工関係団体・報道機関等からなる「浜松納税意識啓発市民会議」のみのため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部税務総務課 (電話：053-457-2141)
28	令和2年度浜松市固定資産税評価地理情報システム保守運用業務	株式会社フジヤマ	R2. 4. 1	6,050,000	浜松市固定資産税評価地理情報システムは同社に著作権があり、システムの保守運用作業は同社にしか行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 (電話：053-457-2629)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
29	令和2年度標準宅地の時点修正実施のための意見書作成業務	静岡県不動産鑑定協同組合、一般財団法人不動産研究所浜松支所、中部ガス不動産株式会社特定業務委託共同体	R2. 6. 12	9,861,500	令和3年度の固定資産税の課税にあたり、令和2年1月1日から令和2年7月1日までの土地の価格の下落状況を評価に反映するための資料として、当該期間の標準宅地の価格の変動についての意見書の提出を求めるもの。地価の変動について正しく把握するためには、不動産鑑定に係る専門的な知識が必要となるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 (電話：053-457-2629)
30	浜松市滞納整理業務BIツール環境運用及び保守業務	日本電気株式会社 浜松支店	R2. 4. 1	12,500,400	BIツール及び構成する機器の障害発生時の原因分析、復旧作業を迅速に対応するためには、BIツールに関する構成を正確に把握している必要がある。 また、BIツールの運用支援に関しては、日本電気株式会社に著作権が帰属するテンプレートを使用している。さらに、滞納整理業務で使用するテンプレートを改修及び作成は他社ではできないため、日本電気株式会社を選定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部収納対策課 (電話：053-457-2268)
31	浜松市小中学校発達支援学級指導者向け消費者教育教材作成業務	公益財団法人消費者教育支援センター	R2. 6. 26	5,000,000	指名業者は、内閣府及び文部科学省の認可を受けて設立された公益財団で、消費者教育に関する専門機関である。国の消費者教育施策や学習指導要領に精通し、消費者教育の調査、研究のほか、教員研修や教材作りにも高い専門性を有している。このような業者は他に存在せず、本市では平成27年度以降継続して教材開発業務を委託しており、これまでの成果を生かして地域に合った教材を作成できる業者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 市民生活課 くらしのセンター (電話：053-457-2635)
32	令和2年度 戸籍および住基ネット等システム運用支援業務	日本電気株式会社 浜松支店	R2. 4. 1	25,260,400	戸籍および住基ネット等システムは日本電気株式会社が著作権等を保有するパッケージシステムを利用していることから、同システムの技術的支援(問い合わせに対する調査・回答)は同社しか行うことが出来ない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部市民生活課 戸籍住基担当 (電話：053-457-2121)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
33	令和2年度第1種協働センター等統合端末設置対応作業及び運用保守業務	日本電気株式会社 浜松支店	R2. 6. 1	7, 040, 000	現在設置されている統合端末の構築・保守は日本電気株式会社浜松支店に委託している。そして令和2年度新たに20台追加で賃貸借する統合端末について、増設分を含めセキュリティ上の観点及び事務の効率性から一体的に管理するのが望ましい。よって、現在の統合端末について設置作業及び運用保守を委託している日本電気株式会社浜松支店と随意契約を行う。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部市民生活課 戸籍住基担当 (電話：053-457-2121)
34	令和2年度行政連絡調整業務	浜松市自治会連合会	R2. 4. 1	2, 500, 000	浜松市自治会連合会は、市内の全自治会を統括しており、市が依頼する行政連絡文書配布等の業務をすべての単位自治会で円滑に実施させることができる唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部市民協働・地域政策課 (電話：053-457-2094)
35	令和2年度浜松学生ボランティアネットワーク事業運営業務	学生FRESH	R2. 4. 1	1, 250, 000	当該団体は、本市を拠点に活動する学生の任意団体である。社会貢献活動を実践してきた経験を生かし、市民、市民活動団体、事業者及び市と学生のマッチング相談、学生への助言や既存の学生団体との連携等を行うことができる学生団体は他には見られないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 市民協働・地域政策課 (電話：053-457-2094)
36	令和2年度浜松市子ども中山間地域交流事業業務	山ノ舎	R2. 4. 1	3, 006, 107	本事業の趣旨を踏まえ、以下の要件を全て満たし、取り組むことができる唯一の団体が山ノ舎であるため。 ・旅行業の登録がされている団体であること。 ・市内中山間地域の実情に精通していること。 ・市内中山間地域の宿泊体験施設及び地域団体に精通していること。 ・アウトドア活動の実績がある旅行業務取扱管理者が在籍していること。 ・都市部と中山間地域とのコーディネート実績があり、事業実施を確実に見込まれる能力を有している旅行業務取扱管理者が在籍していること。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 市民協働・地域政策課 (電話：053-457-2243)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
37	令和2年度 中山間地域ラジオ発信事業業務	浜松エフエム放送株式会社	R2. 4. 1	1,716,000	本業務の実施にあたっては、本市中山間地域に密着した生活情報を市内都市部にタイムリーに発信する必要があり、浜松市内に放送局を構え、市内都市部を中心に放送している市内唯一のコミュニティエフエム放送局であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 市民協働・地域政策課 (電話：053-457-2243)
38	ジュニアオーケストラ浜松育成事業	公益財団法人浜松市文化振興財団	R2. 4. 1	15,862,000	ジュニアオーケストラ浜松の団員は、小学3年生から高校3年生まで、最長9年間の長期にわたり在団するため、この間、在籍する学校や保護者との良好な信頼関係を保って事業を遂行していくことが最も重要であり、求められる。 公益財団法人浜松市文化振興財団は、青少年の音楽団体育成を当財団が取り組むべき柱の事業として位置付けており、これまでの音楽文化事業の実績に加え、学校教育との連携事業を通して各学校関係者や保護者との間に深い信頼関係を築いている。このことから、本事業を遂行できる団体は当財団をおいてほかにはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)
39	ジュニアクワイア浜松育成事業	公益財団法人浜松市文化振興財団	R2. 4. 1	10,454,999	ジュニアクワイア浜松の団員は、小学2年生から高校3年生まで、最長10年間の長期にわたり在団するため、この間、在籍する学校や保護者との良好な信頼関係を保って事業を遂行していくことが最も重要であり、求められる。 公益財団法人浜松市文化振興財団は、青少年の音楽団体育成を当財団が取り組むべき柱の事業として位置付けており、これまでの音楽文化事業の実績に加え、学校教育との連携事業を通して各学校関係者や保護者との間に深い信頼関係を築いている。このことから、本事業を遂行できる団体は当財団をおいてほかにはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
40	まちなかコンサート開催事業委託業務	公益財団法人浜松市文化振興財団	R2. 4. 1	15,996,999	<p>（公財）浜松市文化振興財団は、浜松市吹奏楽連盟、浜松市合唱連盟、浜松ジャズ協会等と連携して様々な音楽文化事業に取り組み、中でも、浜松吹奏楽大会や市民文化フェスティバル、アクトシティ音楽院事業等により、各連盟及び学校関係者等との厚い信頼関係を築いてきている。</p> <p>本事業を実施する上で、各連盟と連携して合計100団体以上の音楽団体と出演調整を円滑に行うことが必須となっており、多くの音楽団体とネットワークを築いている当財団しかできないため委託業者として選定した。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 創造都市・文化振興課 （電話：053-457-2417）
41	浜松市アクトシティ音楽院事業運営業務	公益財団法人浜松市文化振興財団	R2. 4. 1	31,012,999	<p>浜松市は平成10年に浜松市アクトシティ音楽院を開設し、市民の音楽文化に関する学習の機会場の提供と音楽界に活躍する人材の育成を図るため、様々な音楽文化事業を展開しており、公益財団法人浜松市文化振興財団は、その事務局として、これらの事業を市に代わって担ってきている。この豊富な実績に加え、本事業を運営していくには、地域や学校、音楽関係者等との信頼関係に基づく綿密なネットワークが不可欠である。このことから、本事業を遂行できる団体は、これらのノウハウを有する当財団をおいてほかにはない。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 創造都市・文化振興課 （電話：053-457-2417）
42	令和2年度 浜松版アーツカウンシル運営業務	公益財団法人浜松市文化振興財団	R2. 4. 1	29,898,000	<p>本業務は創造都市実現を目指す本市の重要施策である、浜松版アーツカウンシルを設置し、運営する業務であり、実施にあたっては本市の文化事業に関し豊富な経験、専門知識やノウハウが必要なほか、安定して公益的事業を継続実施できる組織であることが求められる。こうした要件を満たすことができる事業者は、公益財団法人浜松市文化振興財団をおいてほかに無いことから、同財団を特命の事業者として選定する。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 創造都市・文化振興課 （電話：053-457-2301）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
43	令和2年度浜松市トップアスリート連携事業業務委託	公益財団法人浜松市体育協会	R2. 4. 1	1,091,000	本事業は、地域の実情や子どもの指導方法、各競技特性、スポーツ活動の意義を熟知しているとともに、市・トップアスリート・学校等の三者との連絡調整が求められる。(公財)浜松市体育協会は、市と両輪となって本市のスポーツ振興を推進しており、上記の条件を満たし、本事業の目的を適切に達成できる唯一の業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)
44	令和2年度浜松市民スポーツ祭開催事業業務委託	公益財団法人浜松市体育協会	R2. 4. 1	6,427,000	本事業は、市民スポーツ祭の開催時期の調整及び会場確保、大会運営を行う各競技団体との連絡・調整を合理的・効率的に実施することが求められる。(公財)浜松市体育協会は、市と両輪となって本市のスポーツ振興を図るとともに、各競技団体を下部組織として構成していることから、種目ごとに効率的なコーディネートを図り、事業を効果的に展開・実施できる唯一の団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)
45	令和2年度浜松市地域スポーツ振興事業業務委託	公益財団法人浜松市体育協会	R2. 4. 1	10,500,000	地域体育大会や各種スポーツイベントを実施するためには、本事業に関する知識・経験とともに各地区とのネットワークを有し、開催時期、会場確保、実施種目及び内容の調整などが必要である。(公財)浜松市体育協会は、市と両輪となって本市のスポーツ振興を図るとともに、各地区の体育振興会を下部組織として構成しており、事業を効果的に展開・実施できる唯一の団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
46	古橋廣之進記念浜松市総合水泳場運営事業運営監視支援業務	パシフィックコンサルタンツ株式会社 静岡支社	R2. 4. 1	4, 103, 000	本施設は、国際公認プールの全国でも有数の施設であり、契約内容、要求水準書、提案書の記載内容に基づく業務が適正に計画、履行されているかを詳細に確認できるかが選定基準となる。 委託登録業者に確認したところ「一般的な財務モニタリングは可能であるが、水泳場の維持管理業務はできない」との回答を得ており、水泳場として専門的な運営、施設管理等ができる業者は全国的に実績のあるパシフィックコンサルタンツ(株)静岡支社のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)
47	古橋廣之進記念浜松市総合水泳場(ToBiO) 現況調査業務	パシフィックコンサルタンツ株式会社 静岡支社	R2. 4. 1	20, 218, 000	契約前からの建築・運営の要求水準・スキーム構築を始めとしたアドバイザー契約、事業開始後の財務状況や施設運営・維持管理状況などの監視モニタリングなどは、「パシフィックコンサルタンツ(株)静岡支社」が事業サポートのすべてを担っている。 本施設と同様の規模・内容のモニタリングを行っているコンサル系事業者は全国的にも例がなく、本事業の仕様に基つき詳細な調査を実施できるのは「パシフィックコンサルタンツ(株)静岡支社」のみとなる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)
48	令和2年度浜松市スポーツスタートアップ事業	公益財団法人浜松市体育協会	R2. 4. 1	1, 174, 000	本事業は、市民ニーズに対応し、競技種目を限定せずに、幅広い教室及びイベントの開催が求められる。(公財)浜松市体育協会は、市と両輪となって本市のスポーツ振興を図るとともに、各競技団体を下部組織として構成していることから、ニーズに応じて幅広い競技種目の教室やイベントを開催できる唯一の団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
49	令和2年度浜松市ジュニア選手育成強化事業業務委託	浜松市中学校体育連盟	R2. 4. 1	1,251,000	本事業は、中学生の選手強化が目的であり、中学校部活動等における活動実績から強化指定選手を選考して、競技力向上のための強化練習会、強豪チームや選手を招いての練習試合、講師による特別指導を展開するものである。強化指定選手を選考するにあたり、実績となる部活動を取りまとめ、その意義や指導方法等を熟知している必要がある。このような事業を実施できるのは、浜松市内全中学校部活動を取りまとめる浜松市中学校体育連盟のみであるため一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)
50	令和2年度 地域遺産センター公開展示エリアに係るデジタル機器保守管理業務	株式会社 アコード	R2. 4. 1	1,537,800	展示公開エリアに導入した機器や内蔵アプリケーションは、地域遺産センター用に開発・設定・調整されたものである。機器間で密接な連携が図られており、部品交換のみであっても、機器とソフトの設定や取扱いに精通した業者でないと不具合の原因になる。設置業務を行った業者以外では円滑な保守管理を行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部文化財課(浜松市地域遺産センター) (電話：053-542-3660)
51	特別展「佐藤美術館コレクション 花と緑の日本画展」 展覧会開催業務委託	株式会社アートワン	R2. 5. 10	5,982,383	作品の貸出先である佐藤美術館より、作品の輸送・展示などの業務を、株式会社アートワンで行うよう指示されているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部美術館 (秋野不矩美術館) (電話：053-922-0315)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
52	浜松市立図書館 I C タグ 装備 業務委託	株式会社図書館流通セ ンター 浜松営業所	R2. 4. 1	5, 247, 000	浜松市立図書館の既存資料約2, 566千冊には、 すべて株式会社図書館流通センター製のICタ グの貼付及び書誌情報等のエンコード作業に よるICタグ装備が行われ、これをもとに図書 管理電算システムにより収集・整理・保存・ 提供といった図書館の根幹業務を行っている 。当該ICタグは、他社製品との互換性はな く、万一、他社製品を使用した場合、既存資 料、システム及び周辺機器との整合性に支障 をきたし、市民への図書館サービスが提供で きなくなる。また、当該ICタグは他社では取 り扱いがなく、同社への業務委託以外に方法 がないため、株式会社図書館流通センターに 一者特命とする。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部 中央図書館 (電話：053-456-0234)
53	第7次図書管理電算システム 保守管理業務委託	株式会社静岡情報処理 センター 浜松営業所	R2. 4. 1	14, 135, 000	平成30年10月から運用・稼働開始している第 7次図書管理電算システムは、構築業務委託 業者の株式会社静岡情報処理センターが構築 した。パッケージシステムのインストールや 設定、ネットワークの構築等に関する技術情 報を他者が有することは不可能である。迅速 な障害対応や各種問い合わせ対応、システム 保守業務を行うためには、内部構造を熟知 し、業務運用全体を把握する必要がある。第 7次図書管理電算システム構築業務委託業者 である株式会社静岡情報処理センター以外に この業務に対応できる業者はないため一者特 命とする。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部 中央図書館 (電話：053-456-0234)
54	浜松市立中央図書館他7館イ ンターネットコーナー端末等 保守業務委託	電通システム株式会社	R2. 4. 1	1, 382, 370	保守点検の対象に電通システム社製のシステ ムが含まれ、設計業者である電通システム株 式会社が業務を行わなければ、その使用に著 しい支障が生じる。他業者では万全な保守業 務を行うことが出来ないため、電通システム 株式会社を1者特命とする。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部 中央図書館 (電話：053-456-0234)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
55	令和2年度オルガン演奏会等開催事業業務	公益財団法人 浜松市文化振興財団	R2.4.1	2,750,000	本事業は、定期演奏会、オルガン講座等のソフト事業のみならず、保守点検や調律等ハード面を含む多岐に及ぶ、専門的な知識と技術を有する業務である。 事業の目的を達成するためには、ソフト面、ハード面ともに専門的な知識と技術を有する指名業者をおいて他にないため、当該事業者と契約するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 福祉総務課 (電話：053-457-2326)
56	令和2年度避難行動要支援者システム保守業務	株式会社富士通マーケティング 静岡支社	R2.4.1	1,056,000	本システムは指名業者が著作権を有しており、通常保守及び保守点検の範囲内で行われる軽微なシステム改修は、当該権利を有する開発業者に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 福祉総務課 (電話：053-457-2326)
57	生活保護システム保守業務委託	富士通株式会社 浜松支店	R2.4.1	6,797,120	本システムは指名業者が著作権を有しており、システムを構成するプログラムの改修は、当該権利を有する開発業者に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 福祉総務課 (電話：053-457-2032)
58	浜松市特別定額給付金関係業務に関する労働者派遣契約	パーソルテンプスタッフ株式会社 浜松オフィス	R2.5.18	2,858,680	・本業務は、総務省より「可能な限り緊急に給付金を届ける」旨の通達があり、緊急に事業を実施する必要がある。早期特別申請については、収入の急激な減少等より早急に給付を必要とする市民に対して、市が急遽設けた制度であるため、短期間で最適な勤務実行体制を整えられることや実績等総合的な観点から判断して最適な業者を選定した結果、同社を指名業者とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	健康福祉部福祉総務課 (電話：053-457-2326)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
59	浜松市特別定額給付金対象者データ抽出業務委託	日本電気株式会社 浜松支店	R2. 5. 14	4, 218, 500	本業務は、総務省より「可能な限り迅速かつ的確に給付金を届ける」旨の通達があり、緊急に事業を実施する必要がある。対象者の抽出にあたっては、基準日における住民基本台帳データを活用する必要があるが、このシステムは日本電気株式会社が開発・構築し、著作権を保有するパッケージシステムで管理されている。そのため、これらのデータを利用した対象者データ抽出作業を迅速、かつ、確実に行うためには、システムを開発・構築して内容を熟知しており、著作権を保有している同業者以外にはないため、同社を指名業者とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話：053-457-2326)
60	令和2年度成年後見制度利用促進事業業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R2. 4. 1	15, 141, 999	浜松市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で地域福祉の推進を図る団体として規定されており、成年後見制度と関連の深い日常生活自立支援事業の実施主体でもある。 本事業は、認知症高齢者や障害者等に対する権利擁護を目的とするものであり、社会福祉に関する知識と経験が必要である。浜松市社会福祉協議会は、福祉専門職が数多く配置され、地域の福祉ニーズを掘り起こす役割を担うとともに、市内で権利擁護支援センターや地区センターを運営し、成年後見制度利用促進のため、市民の相談に広く応じる体制を整えている唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話：053-457-2326)
61	浜松福祉協働センターマネジメント業務	社会福祉法人小羊学園	R2. 4. 1	1, 617, 408	浜松福祉協働センターは、地域、関係機関、障害福祉サービス事業者が協働して運営するものであり、マネジメント業務は入居法人間の調整、地域との連携が必要である。また、障害特性の理解も必要である。社会福祉法人小羊学園は、入居法人かつ障がい者相談支援センター「浜松南」の構成法人であることから、これまでマネジメント業務を受託してきた実績があり、円滑に本業務が実施でき受託意向のある唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
62	浜松市家庭訪問等個別支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松市中障がい者相談支援センター共同運営協議会 ・浜松市東障がい者相談支援センター共同運営協議会 ・浜松市西・南障がい者相談支援センター共同運営協議会 ・浜松市北障がい者相談支援センター共同運営協議会 ・浜松市浜北・天竜障がい者相談支援センター共同運営協議会 ・社会福祉法人浜松市社会福祉事業団 	R2. 4. 1	1, 248, 000	実施要綱により浜松市障がい者相談支援センター5か所及び障害者相談支援事業所シグナルの運営法人に委託するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
63	浜松市移動支援事業	要綱規定により台帳に登載されている53事業所	R2. 4. 1	114, 699, 000	・浜松市移動支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業（移動支援事業）実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2864)
64	浜松市移動支援事業	要綱規定により台帳に登載されている53事業所	R2. 4. 1	114, 699, 000	・浜松市移動支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業（移動支援事業）実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2864)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
65	浜松市日中一時支援事業	要綱規定により台帳に 登載されている56事業 所	R2. 4. 1	76, 978, 000	・浜松市の日中一時支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業(日中一時支援事業)実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話: 053-457-2864)
66	浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業業務委託	医療法人社団心(訪問 入浴サービス坂の上) 他8事業所	R2. 4. 1	24, 226, 000	・浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業実施要綱に基づき、浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話: 053-457-2864)
67	浜松市在宅重度身体障害者社会福祉施設利用入浴サービス事業	・社会福祉法人聖隷福祉 事業団(信生寮) ・社会福祉法人聖隷福 祉事業団(和合愛光園) ・社会福祉法人慈恵会 (西島寮) ・社会福祉法人峰栄会 (さぎの宮寮) 社会福祉法人天竜厚生 会(厚生寮) ・社会福祉法人峰栄会 (きじの里)	R2. 4. 1	5, 175, 000	・浜松市在宅重度身体障害者社会福祉施設利用入浴サービス事業実施要綱第3条に基づき、事業実施の意向を協議し、指定単価で受託可能な施設を運営する(福)に委託することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話: 053-457-2864)
68	障害支援区分審査事務	一般社団法人浜松市医 師会	R2. 4. 1	4, 698, 000	・障害支援区分認定事務は、介護保険の要介護認定事務を基本に設計されており、医師の作成する医師意見書の取りまとめや、医師への研修等の連絡調整をする必要がある。これらができ、医療機関を統括することができる唯一の団体である浜松市医師会を選定する。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話: 053-457-2864)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
69	浜松市障害支援区分認定調査業務	①社会福祉法人ひかりの園 ②社会福祉法人小羊学園 ③社会福祉法人聖隷福祉事業団 ④社会福祉法人天竜厚生会 ⑤社会福祉法人清風会	R2. 4. 1	2, 703, 000	・障害者総合支援法第20条第2項により、認定調査に関する事務を、委託することができることと規定されており、その委託先は委託相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、障害者支援施設と定められているため。 ・上記の理由に加え、⑤の契約相手方については、調査対象者の入所施設の所在地である広島県安芸高田市と認定調査業務の委託契約をしている2法人のうち、対応が可能であるのが当該法人のみであったため、R2. 6. 8に追加した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2864)
70	浜松市障害支援区分医師意見書管理システムリプレイス業務	株式会社 浜名湖国際 頭脳センター	R2. 5. 1	3, 839, 330	医師意見書管理システムは、浜松市独自のシステムとして浜名湖国際頭脳センターで開発されたシステムである。今回、現行システムを最新OSで動作可能にすること及び機能の追加・変更を目的としているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2864)
71	浜松市ひとり暮らし重度身体障害者等配食サービス業務	・社会福祉法人聖隷福祉事業団 ・社会福祉法人峰栄会 ・株式会社D-o-n ・株式会社いづみ食品 ・株式会社アイケアサービス ・株式会社ホクエイ ・株式会社さいわい トータルフードサービス	R2. 4. 1	1, 304, 000	本事業実施要綱第1条に規定の目的を達成することができ、事業実施を希望する事業者全てと契約するため、競争入札に適さない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2864)
72	浜松市地域活動支援センターI型事業業務委託	・医療法人社団至空会 ・社会福祉法人みどりの樹 ・社会福祉法人聖隷福祉事業団	R2. 4. 1	33, 372, 000	本事業を実施する事業者は、浜松市障害者相談支援事業者台帳に登録された法人のうち、浜松市地域生活支援事業（地域活動支援センターI型）実施施設・事業者台帳に登録された指定単価で受託可能な施設を運営する法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2864)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
73	第20回全国障害者スポーツ大会 浜松市選手団派遣及び選手 選考業務	公益財団法人 静岡県 障害者スポーツ協会	R2. 4. 1	11, 777, 106	本事業は、障害特性を熟知したノウハウのある業者に委託することが必要であるとともに、県下の選手をまとめる選手合宿・結団式・大会への派遣を行うため、委託ができる団体は「公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会」のみであり、代替性がないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2864)
74	浜松市保育所等巡回支援事業	・社会福祉法人浜松市 社会福祉事業団 ・社会福祉法人ひかり の園	R2. 4. 1	26, 724, 000	・当該業務の実施については、国の実施要綱の中で、専門員の適切な専門性の確保が明記されている。障がい児の早期発見、早期対応のための助言や技術指導を行うには、児童発達支援事業所の中でも特に専門性を有するセンター事業所の対応が適しているため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2864)
75	障害福祉サービス指定事業者 等管理システム構築業務及び 保守管理業務	株式会社佐賀電算セン ター	R2. 4. 1	6, 934, 840	静岡県を通じて国保連とのデータ連携が毎月必要となるが、静岡県が運用しているシステムは佐賀電算センターのシステムであり、他社のシステムと互換性はないため、同社のシステムを指定するもの。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：457-2860)
76	浜松市障害者相談支援システム 運用管理支援業務	日本事務器株式会社静岡 支店	R2. 4. 1	2, 261, 688	障害者相談システムの開発者である日本事務器株式会社が行うのでなければ、その使用に著しい支障を生ずるおそれがあるため。また、システムに係る著作権の排他的権利に係るもので、当該権利を有する日本事務器株式会社でなければ契約の目的が達成できないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2860)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
77	浜松市企業伴走型障害者雇用推進事業業務委託	特定非営利活動法人くらしえん・しごとえん	R2. 4. 1	3, 347, 586	静岡県内で唯一の厚生労働大臣指定職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修機関であり、雇用課題に対する労務管理や障害特性に応じた職務設計など、多様な支援技術と高度な専門的知識をもって企業サポートができる期間が他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話: 053-457-2212)
78	静岡県精神科救急医療対策事業	公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部	R2. 4. 1	20, 878, 000	・この事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。この事業の目的を達成するには、精神科病院間で十分な連携のもとに実施する必要がある。県内の各精神科病院と連絡調整を充分にとることのできる団体は、公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部のみであり、代替性がない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話: 053-457-2213)
79	静岡県精神科救急身体合併症対応事業	社会福祉法人聖隷福祉事業団 総合病院聖隷三方原病院	R2. 4. 1	1, 840, 000	この事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。この事業の目的を達成するには、この事業の目的を達成するには、精神保健福祉法の指定病院としての機能を有し、かつ身体合併症の救急医療にも対応できる医療機関であることが必要とされる。県内の該当医療機関は、聖隷三方原病院のみであり、代替性がない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話: 053-457-2213)
80	精神科救急情報センター事務	地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立こころの医療センター	R2. 4. 1	2, 296, 000	・この事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。この事業の目的を達成するには、24時間365日の体制で、県内の精神科病院や精神科診療所等と連絡調整をとることができ、かつ、公平な判断のもとで事務を処理することのできる機関である必要がある。県内の該当機関は、県立こころの医療センターのみであり、代替性がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話: 053-457-2213)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
81	休日・夜間精神医療相談窓口設置事務	公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部	R2. 4. 1	1,190,000	・この事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。この事業の目的を達成するには、各地域に精通した精神科病院が相談窓口となるよう、各精神科病院と連絡調整を充分にとり県内の相談体制の構築ができる団体である必要がある。県内で該当の団体は、公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部のみであり、代替性がない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2213)
82	浜松市障害者福祉システム運用管理支援業務	富士通株式会社浜松支店	R2. 4. 1	15,442,658	・本システムは指名業者が著作権を有しており、通常保守及び保守点検の範囲内で行われる軽微なシステム改修は、当該権利を有する開発業者に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2863)
83	浜松市生活支援コーディネーター(市域レベル)業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R2. 4. 1	6,380,000	本事業の目的である地域の生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を行うために、国のガイドラインが示した公益的な視点、公平中立性、多様な地域のサービス提供主体との連絡調整能力、地域のボランティア団体等への中間支援実績などの条件を満たしながら、全市域において業務を行うことが可能な団体は、地区センターを設置し、市民ボランティアの育成や福祉関係NPO団体との連携、地区社会福祉協議会の設立・運営の支援により地域福祉活動を行っている唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2789)
84	浜松市生活支援コーディネーター(地域包括支援センター担当圏域レベル)業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R2. 4. 1	20,020,000	本業務は、地域包括支援センターの担当圏域単位で高齢者の求める生活支援ニーズを把握するとともに、当該地域の地縁組織や福祉関係者とのこれまでの関わりを活かしながら、協議体での議論を踏まえ生活支援サービス拡充に向け働きかけを行うことが必須である。市内に地区センターを設置して、各地域の地区社会福祉協議会の活動立ち上げ・運営支援を行っており、本事業の実施にあたり代替性がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2789)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
85	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業（ホームネット株式会社設置分）	ホームネット株式会社	R2. 4. 1	7, 077, 651	緊急通報システム機器の設置業者とその機器からの通報を受け付けるコールセンターの運営業者は同一であることから、指名業者以外では事業実施ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 （電話：053-457-2789）
86	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業（富士通ソーシャルライフシステムズ株式会社設置分）	富士通ソーシャルライフシステムズ株式会社	R2. 4. 1	18, 248, 417	緊急通報システム機器の設置業者とその機器からの通報を受け付けるコールセンターの運営業者は同一であることから、指名業者以外では事業実施ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 （電話：053-457-2789）
87	浜松市福祉人材バンク運営業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R2. 4. 1	17, 561, 000	本業務は、全国共通の業務ソフトを活用して、中央福祉人材センター及び全国都道府県福祉人材センター・福祉人材バンクと密接な連携を図ることができるとともに、業務内容の実施に必要な職業安定法に基づく福祉人材無料紹介事業の許可を受けていることが必須である。指名業者（案）はこれを満たす唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 （電話：053-457-2789）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
88	ささえあいポイント事業管理 機関業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R2. 4. 1	14, 061, 000	<p>当事業は、市内全域を対象とし、施設などの参加を得て実施する事業であるとともに、地域を単位とした、話し相手などの支援を求める住民ボランティアとのコーディネートやボランティア活動を希望する住民への相談支援などが必要な事業である。</p> <p>浜松市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定により、社会福祉を目的とする事業を営営するもの及び社会福祉に関する活動を行うものが参加し、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である。また、法人の定款において、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助を事業として行うこととしており、ボランティア活動の育成を通してボランティア研修等の知識を有するとともに、地区センター・事業所を通じ、地区社会福祉協議会、民生委員、地域包括支援センターなどとの連携を行っている。この点において、当事業の目的を達成するための実施体制を備えた団体は浜松市社会福祉協議会が唯一の団体であり、他に代替性がないため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2789)
89	浜松市在宅医療・介護連携相談センター運営業務	公益財団法人浜松市医療公社	R2. 4. 1	30, 286, 000	<p>当事業は、医療・介護連携促進を図ることを目的に、公正中立な立場で全市域からの相談対応を行うものである。指名業者は、浜松市長が開設者の市内唯一の公立病院を運営している公益法人である。また、法人の評議員に三師会代表が就任しており、地域の医療関係者と連携を密にした事業実施が可能である代替性のない特定の者であるため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
90	浜松地域在宅医療・介護連携推進業務	一般社団法人浜松市医師会	R2. 4. 1	8, 000, 000	<p>地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、在宅診療を実施する医師を中心とした支援者同士のネットワーク構築が必須である。指名業者は、医療・介護連携の中心となる在宅診療を実施する医師が所属する浜松地域（中区、東区、南区、西・北区の一部）内の唯一の団体であり、他に代替性のない特定の者であるため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
91	天竜地域在宅医療・介護連携推進業務	一般社団法人磐周医師会	R2. 4. 1	4, 500, 000	地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、在宅診療を実施する医師を中心とした支援者同士のネットワーク構築が必須である。指名業者は、医療・介護連携の中心となる在宅診療を実施する医師が所属する天竜地域内の唯一の団体であり、他に代替性のない特定の者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
92	浜北地域在宅医療・介護連携推進業務	一般社団法人浜松市浜北医師会	R2. 4. 1	2, 000, 000	地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、在宅診療を実施する医師を中心とした支援者同士のネットワーク構築が必須である。指名業者は、医療・介護連携の中心となる在宅診療を実施する医師が所属する浜北地域内の唯一の団体であり、他に代替性のない特定の者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
93	中区認知症初期集中支援業務	医療法人社団澤記念会	R2. 4. 1	2, 784, 000	指名業者は、中区において当該事業のサポート医の要件に合致した医師がおり、また認知症ケアに精通した精神科病院協会に加盟しかつ相談室を有しており、認知症の相談・支援に応じるための複数の専門職による運営体制が整った唯一の医療機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
94	南・西区認知症初期集中支援業務	医療法人好生会	R2. 4. 1	2, 784, 000	指名業者は、南・西区において当該事業のサポート医の要件に合致した医師がおり、また認知症ケアに精通した精神科病院協会に加盟しかつ相談室を有しており、認知症の相談・支援に応じるための複数の専門職による運営体制が整った唯一の医療機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
95	東・北区認知症初期集中支援業務	医療法人社団種光会	R2. 4. 1	2, 370, 000	指名業者は、東・北区において当該事業のサポート医の要件に合致した医師がおり、また認知症ケアに精通した精神科病院協会に加盟しかつ相談室を有しており、認知症の相談・支援に応じるための複数の専門職による運営体制が整った唯一の医療機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
96	浜北・天竜区認知症初期集中支援業務	医療法人社団大法会	R2. 4. 1	2, 370, 000	指名業者は、浜北・天竜区において当該事業のサポート医の要件に合致した医師がおり、また認知症ケアに精通した精神科病院協会に加盟しかつ相談室を有しており、認知症の相談・支援に応じるための複数の専門職による運営体制が整った唯一の医療機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
97	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会他1者	R2. 4. 1	125, 716, 360	元気はつらつ教室の会場であるふれあい交流センターの指定管理受託者が実施する業務であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2361)
98	自立体力診断事業	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R2. 4. 1	9, 010, 000	この事業の目的を達成するためには、地域の高齢者が集う地区社会福祉協議会によるサロン活動での実施の働きかけが必要不可欠である。指名業者(案)は地区社会福祉協議会の育成支援を担う唯一の団体であり、代替性がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2361)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
99	地域リハビリテーション活動支援事業	静岡県リハビリテーション専門職団体協議会	R2. 4. 1	1, 811, 820	この事業の目的を達成するためには、リハビリテーションに関する専門的知識に精通していることが必要とされる。理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の資格を持つ人材を常に有し、地域リハビリテーションに関する人材育成を行っており、対象団体からの希望に応じ人材を派遣することができる団体は指名業者のみであり、代替性がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 (電話：053-457-2361)
100	令和2年度浜松市地域包括支援システム保守管理業務	日本事務器株式会社 静岡支店	R2. 4. 1	8, 836, 740	当該システムは、指名業者が開発し、独自のカスタマイズを加えたものであることから、当該開発業者が保守を行うのでなければ、不具合等が発生した際に仕様を熟知していないために対応が遅れが出るなど、その使用に著しい支障を生ずるおそれがあるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 (電話：053-457-2361)
101	浜松市介護予防ケアマネジメント業務	医療法人社団あずま会 他21者	R2. 4. 1	222, 054, 000	介護保険法第115条の47第4項に基づき、厚生労働省令で定める基準に適合し、かつ、第一号介護予防支援事業を実施することができる事業所は指名業者（案）以外にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 (電話：053-457-2361)
102	国民年金システム改修業務 (年金生活者支援給付金の支給業務に係るシステム改修)	日本電気株式会社 浜松支店	R2. 4. 1	3, 437, 500	本システムは指名業者が著作権を有しており、システム改修は当該権利を有する開発業者に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部国保年金課 (電話：053-457-2637)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
103	国民健康保険システム改修業務委託（70歳以上高額療養費自動償還対応）	日本電気株式会社 浜松支店	R2. 4. 1	13,728,000	本システムは指名業者が著作権を有しており、システム改修は当該権利を有する開発業者に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部国保年金課 （電話：053-457-2887）
104	特定健康診査・特定保健指導等業務	・一般社団法人浜松市医師会 ・特定非営利活動法人浜松市医師会	R2. 4. 1	901,528,000	特定健康診査、後期高齢者健康診査及び特定保健指導の業務を実施できるのは、医師等の有資格者と限定されており、市内全域を対象として行う事業であり、検査手法や判断基準など業務を統一的に実施できるのは市内の医療機関のとりまとめをしている一般社団法人浜松市医師会と特定非営利活動法人浜松市医師会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 国保年金課 （電話：053-457-2638）
105	浜松市救急診療業務	一般社団法人浜松市医師会	R2. 4. 1	302,464,511	診療業務を実施するためには、医師免許を有していることが必要である。また救急診療業務は不特定多数の者の利益の増進に寄与するものであり、公益性が高い事業であることから、医師の所属団体である浜松市医師会以外には当該業務を行う適切な団体がなく、業務の性質と目的が競争入札に適さないものであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康医療課 （電話：053-453-6178）
106	浜松市夜間救急室調剤業務	一般社団法人浜松市薬剤師会	R2. 4. 1	9,085,648	調剤業務を実施するためには、薬剤師の資格を有していることが必要である。また、夜間救急室における調剤業務は、不特定多数の者の利益の増進に寄付するものであり、公益性が高い事業であることから、薬剤師の所属団体である浜松市薬剤師会以外には当該業務を行う適切な団体がなく、業務の性質と目的が競争入札に適さないものであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康医療課 （電話：053-453-6178）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
107	浜松市夜間救急室清掃業務	アロマジックサービス株式会社	R2. 4. 1	1, 377, 035	夜間救急室は浜松市医師会館内に設置しており、夜間救急室専用部分のほか、浜松市医師会との共有部分の清掃もあり、効率性、経済性等を考慮して、浜松市医師会が契約を締結する業者と随意契約を締結するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康医療課 (電話：053-453-6178)
108	3歳児健康診査業務	一般社団法人浜松市医師会	R2. 4. 1	34, 907, 884	専門技術が必要であり、各地域の医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6117)
109	先天性代謝異常等検査業務	公益財団法人静岡県予防医学協会 浜松健診センター	R2. 4. 1	24, 009, 566	専門技術が必要であると同時に、医療機関との連携を図ることができる県内で唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6117)
110	妊婦歯科健康診査業務	一般社団法人浜松市歯科医師会	R2. 4. 1	12, 294, 768	専門技術が必要であり、各地域の歯科医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6117)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
111	母子訪問指導業務	浜松市助産師会	R2. 4. 1	21,081,642	専門技術が必要であり、各地域の助産師を統括する機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6117)
112	乳児精密健康診査及び1歳6か月児精密健康診査業務	社会福祉法人聖隷福祉事業団 総合病院聖隷浜松病院ほか8者	R2. 4. 1	1,520,000	より専門的医療体制が整った医療機関での実施が必要のため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6117)
113	小児慢性特定疾病医療診療報酬審査支払業務	・静岡県国民健康保険団体連合会 ・社会保険診療報酬支払基金静岡支部	R2. 4. 1	1,377,000	児童福祉法第19条の20第3項及び第4項により、公費負担医療機関に対する医療費等の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険団体連合会に委託できると規定されており、委託する場合の相手方が法令で定められているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6117)
114	浜松市産後ケア事業業務委託	一般社団法人浜松市医師会 他3者	R2. 4. 1	9,821,000	当該の事業運営を円滑かつ十分に遂行でき、かつ事業を安定的に供給できる体制を整えている事業所は、現時点では本選定事業所のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6117)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
115	保健総合管理システム機能改修(母子保健分野における番号法対応等)業務	日本コンピューター株式会社	R2. 4. 22	4, 884, 000	開発業者以外では、現行システムの解析に時間と費用がかかり国の示す期限内の対応が困難であること、保守・改修後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発業者以外ではできないため。 また、ソフトの著作権の点からも開発業者以外では対応が難しい。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話: 053-453-6117)
116	浜松市予防接種等業務	一般社団法人浜松市医師会	R2. 4. 1	1, 584, 016, 714	専門技術が必要であり、各地域の予防接種が実施可能な医療機関を統括することができ、安定的に接種環境を提供できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話: 053-453-6119)
117	浜松市予防接種等業務	一般社団法人浜松市医師会	R2. 4. 1	1, 584, 016, 714	専門技術が必要であり、各地域の予防接種が実施可能な医療機関を統括することができ、安定的に接種環境を提供できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話: 053-453-6119)
118	個別がん検診等業務	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人浜松市医師会 ・一般社団法人浜松市浜北医師会 ・特定非営利活動法人浜松市医師会 	R2. 4. 1	1, 226, 257, 676	専門技術が必要であり、各地域の医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話: 053-453-6125)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
119	集団がん検診等業務	社会福祉法人聖隷福祉事業団 聖隷予防検診センター	R2. 4. 1	13, 661, 464	指定する地域及び日程にて多数の受診者の検診が可能な専門スタッフ及び検診車を整備しており、集団がん検診事業を実施してきた実績により、過去の検診結果も踏まえたより精度の高い診断が可能である。またH26契約時に市内各検診センターへ当業務の実施可否について確認したところ指名業者を除き全て対応困難である旨が確認されており、指名業者が当業務の実施可能な唯一の市内医療機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6125)
120	いきいき健診業務	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人浜松市医師会 一般社団法人浜松市浜北医師会 特定非営利活動法人浜松市医師会 	R2. 4. 1	5, 506, 688	専門技術が必要であり、各地域の医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6125)
121	歯周病検診業務	一般社団法人浜松市歯科医師会	R2. 4. 1	30, 520, 039	専門技術が必要であり、各地域の歯科医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6125)
122	特定医療（指定難病）診療報酬審査支払事務	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県国民健康保険団体連合会 社会保険診療報酬支払基金静岡支部 	R2. 4. 1	7, 049, 000	難病法第25条第3項及び第4項により、公費負担医療機関に対する特定医療費の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険団体連合会に委託できると規定されており、委託する場合の相手方が法令で定められているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6116)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
123	浜松市児童青年期メンタルヘルス支援人材育成事業業務	国立大学法人 浜松医科大学	R2. 4. 1	5, 999, 950	児童青年期精神医学講座や子どものこころの発達研究センター等の研究機能と精神科神経科の臨床機能を兼ね備えている等、本業務の目的を達成できる市内唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 精神保健福祉センター (電話：053-457-2709)
124	中山間地域等自殺対策訪問相談事業業務	社会福祉法人 天竜厚生会	R2. 4. 1	14, 093, 240	中山間地域をエリアとする精神科医療機関と、精神障害に特化した相談支援事業所を兼ね備える唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 精神保健福祉センター (電話：053-457-2709)
125	浜松市外国人子どもと家庭のこころの健康相談等支援事業業務	公益財団法人 浜松国際交流協会	R2. 4. 1	10, 485, 816	在住外国人に対して、母国語(ポルトガル語)でメンタルヘルス相談を行うことができる専門性の高い心理士及び医療機関での通訳経験のある心理士が所属する市内唯一の事業所であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 精神保健福祉センター (電話：053-457-2709)
126	浜松市ひきこもり相談支援事業業務	特定非営利活動法人 遠州精神保健福祉をすすめる市民の会	R2. 4. 1	26, 754, 703	訪問支援(アウトリーチ)を含めたひきこもり相談支援を、関係機関と連携して実施することが可能であり、精神保健福祉士等の専門職が複数名所属する市内唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 精神保健福祉センター (電話：053-457-2709)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
127	臨地実習業務委託	公益財団法人浜松市医療公社	R2. 4. 1	1,697,520	<p>①実習に必要な設備や指導者が適切に配置されており、充実した実習環境が整っているため。</p> <p>②本校から近距離にあることにより、教員によるきめ細かい指導や対応が可能となるため。</p> <p>③他の病院施設はそれぞれ付属や関連する養成所が既に入っており、新たな受け入れは困難であるため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 看護専門学校 (電話：053-455-0891)
128	大気汚染常時監視システム保守業務	グリーンブルー株式会社	R2. 4. 1	1,166,000	システムを熟知した開発者でなければ適切な保守管理は不可能であるため、システム開発者であるグリーンブルー㈱を一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 保健環境研究所 (電話：053-411-1311)
129	浜名湖及び遠州灘水域水質調査業務委託(5月-3月)	富士通クオリティ・ラボ・環境センター株式会社	R2. 5. 12	5,335,000	浜名湖水域の環境基準達成状況の評価を県と市の調査地点の水質の平均値により判断していること、また、浜名湖及び遠州灘水域の水質の状況をより正確に評価するため採水から測定までを県と同じ条件で行うことや、同じ業者が同日に採水するため用船費用等が安価となることにより、県が行う指名競争入札の落札業者と随意契約(1者特命)する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 保健環境研究所 (電話：053-411-1311)
130	実験室系特殊空調装置及び排気装置等維持管理業務	日管株式会社	R2. 4. 1	9,694,300	当研究所の検査室は、有機溶剤や酸・アルカリ液等を扱うことから、一般施設とは異なる特殊な空調を用いている。局所排気装置を酸・アルカリ系、有機系、外気系の3系統に分け、それぞれが中央監視盤による自動制御により、有害物を周辺環境に放出しないようにしている。この自動制御装置全体には、精密機器が装備されており、これを扱えるのは設置業者の日管㈱以外に無い。(特殊技術)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 保健環境研究所 (電話：053-411-1311)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
131	安全実験室等維持管理業務	日立グローバルライフソリューションズ株式会社	R2. 4. 1	3,762,000	安全実験室及びクリーンルームは、陰圧又は陽圧の構造を有しており、このコントロールシステムは、日立グローバルライフソリューションズ(株)独自の特殊技術で専門的知識が必要であり、施工業者の日立グローバルライフソリューションズ(株)以外の業者では取扱いができない。(特殊技術)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 保健環境研究所 (電話:053-411-1311)
132	狂犬病予防注射事業実施業務	一般社団法人 浜松市獣医師会	R2. 4. 1	15,690,000	厚生事務次官通知において、「予防注射は原則として開業獣医に行わせること」とされており、指名業者は、業務を遂行するための専門的技術を有する獣医師の団体である。また、狂犬病予防注射の周知、狂犬病予防定期集合注射の実施、徴収事務取りまとめ、狂犬病予防法の啓発等すべての業務を実施可能な市内唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健総務課 (動物愛護教育センター) (電話:053-487-1616)
133	犬鑑札等交付及び手数料徴収事務	一般社団法人 浜松市獣医師会及びその他開業動物病院19者	R2. 4. 1	3,470,500	狂犬病予防注射は、獣医師により行われるものであり、また、厚生事務次官通知において、「予防注射を受けさせた犬の所有者が個々に保健所への注射済票の交付を受けに行く煩雑を避けるため、あらかじめ開業獣医師に注射済票を渡しておき、その交付について保健所長に報告せしめるような便法を講じても差し支えないこと」とされている。これにより、市内の開業獣医師で組織する一般社団法人浜松市獣医師会及びその他の開業獣医師(合計19者)と特命で契約を結ぶこととした。なお、多くの動物病院において、狂犬病予防注射と犬の登録関係事務及び徴収事務が同時に行われることにより、市民サービスが向上し予防注射実施率の維持向上が図られる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健総務課 (動物愛護教育センター) (電話:053-487-1616)
134	浜松市くすりの相談室事業業務	一般社団法人 浜松市薬剤師会	R2. 4. 1	1,400,000	くすりの相談業務を実施するためには、薬剤師の資格を有していることが必要であり、不特定多数の者からの相談に応じるという公益性の高い業務であることから、薬剤師の所属団体である浜松市薬剤師会以外には当該業務を行う団体がいないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健総務課 (電話:053-453-6135)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
135	浜松市食品衛生確保業務 (浜北)	浜北食品衛生協会	R2. 4. 1	1, 221, 000	浜北食品衛生協会は、食品衛生の向上を目的として設立した(公社)日本食品衛生協会の下部組織であり、本業務遂行に必須な下記事項を満たす浜北区内唯一の団体である。 ①食品衛生の専門知識を有する人材である食品衛生推進員及び食品衛生指導員を多数有し活発に活動している。 ②管内の食品営業者を統括する組織体制が構築されている。 ③食品衛生の向上に意欲的であり、自主衛生管理の推進に係る実績を有している。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 保健所浜北支所 (電話: 053-585-1398)
136	浜松市食品衛生確保業務 (引佐)	引佐食品衛生協会	R2. 4. 1	1, 030, 700	引佐食品衛生協会は、食品衛生の向上を目的として設立した(公社)日本食品衛生協会の下部組織であり、本業務遂行に必須な下記事項を満たす引佐・細江・三ヶ日地域内唯一の団体である。 ①食品衛生の専門知識を有する人材である食品衛生推進員及び食品衛生指導員を多数有し活発に活動している。 ②管内の食品営業者を統括する組織体制が構築されている。 ③食品衛生の向上に意欲的であり、自主衛生管理の推進に係る実績を有している。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 保健所浜北支所 (電話: 053-585-1398)
137	浜松市食品衛生確保業務 (北遠)	北遠食品衛生協会	R2. 4. 1	1, 249, 600	北遠食品衛生協会は、食品衛生の向上を目的として設立した(公社)日本食品衛生協会の下部組織であり、本業務遂行に必須な下記事項を満たす天竜区内唯一の団体である。 ①食品衛生の専門知識を有する人材である食品衛生推進員及び食品衛生指導員を多数有し活発に活動している。 ②管内の食品営業者を統括する組織体制が構築されている。 ③食品衛生の向上に意欲的であり、自主衛生管理の推進に係る実績を有している。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 保健所浜北支所 (電話: 053-585-1398)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
138	浜松市母子父子寡婦福祉資金システム保守管理業務	株式会社 佐賀電算センター	R2. 4. 1	1, 247, 400	母子父子寡婦福祉資金システムは(株)佐賀電算センターのパッケージソフトを一部浜松市仕様に変更して使用しており、保守業務については著作権を有する同事業者以外では実施することができない。 このため、(株)佐賀電算センターを指名するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2792)
139	児童福祉システムにおけるデータ標準レイアウト改版業務	日本電気株式会社 浜松支店	R2. 4. 1	6, 633, 000	本市の児童福祉システムは日本電気株式会社が構築したパッケージシステムを使用しており、当該システムを熟知していることから、安全かつ適切に本業務を遂行することができる。 また、番号法に係る特定個人情報について、令和2年6月のデータ標準レイアウトの改版対応について、短期間で確実な実施が必須であり、当該システムの構築業者である日本電気株式会社でなければ、業務を遂行できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2792)
140	児童福祉システム 児童手当現況届RPA導入業務	日本電気株式会社 浜松支店	R2. 4. 1	1, 397, 000	本市の児童福祉システムは日本電気株式会社が構築したパッケージシステムを使用しており、当該システムを熟知していることから、安全かつ適切に本業務を遂行することができる。また、RPAの稼働開始はR2. 7月を予定しており、児童福祉システムに適用させるためのシナリオ作成と稼働テスト、本番稼働を短期間で行うためには、当該システムの構築業者である日本電気株式会社でなければ、業務の遂行が難しいため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2792)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
141	児童福祉システムにおける情報照会一括対応業務	日本電気株式会社 浜松支店	R2. 4. 1	7, 257, 800	本市では番号法に係る情報連携を行う際には、児童福祉システム⇔共通基盤⇔情報照会用ネットワークの経路で実施している。一度により多くの情報連携を可能とするには、児童福祉システム側を改修する必要がある。本市の児童福祉システムは日本電気株式会社が構築したパッケージシステムを使用しており、当該システムを熟知していることから、安全かつ適切に本業務を遂行することができる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2792)
142	子育て世帯への臨時特別給付金 対象者抽出業務	日本電気株式会社 浜松支店	R2. 5. 11	1, 463, 000	本市の児童福祉システムは日本電気株式会社が構築したパッケージシステムを使用しており、当該システムを熟知していることから、安全かつ適切に本業務を遂行することができる。また、対象者決定はR2. 6月上旬を予定しており、浜松市に適応したデータの作成と稼働テスト、本番稼働を短期間で行うためには、当該システムの構築業者である日本電気株式会社でなければ、業務の遂行が難しいため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2792)
143	浜松市発達障害者支援センター運営事業	浜松市発達障害者支援センター運営事業特定業務委託共同企業体 社会福祉法人浜松市社会福祉事業団	R2. 4. 1	91, 108, 600	発達障害者支援法の改正後、本市における発達障害者への包括的な支援を推進するため、障害療育に特化した専門的な支援や子どもを対象とした支援に優れている事業団と、成人や就労に関する関係団体の支援展開や人材確保にも幅広い対応に優れているNPOが、それぞれの強みを活かして共同体として取り組んでいる指名業者であり、本市が実施したい事業を実施できるのは選定事業者しかない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
144	浜松市発達支援広場事業(Aコース)業務委託 (7会場分)	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団 NPO遠州精神保健福祉をすすめる市民の会 社会福祉法人小羊学園 社会福祉法人ひかりの園	R2. 4. 1	24,758,681	母子保健や発達相談支援センターと十分な連携を行い、発達障害児の診療や児童発達支援事業、療育機関での職務経験のある職員を有し、円滑かつ十分に事業を遂行できる体制を整えている事業者は、選定事業者以外、他にはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
145	浜松市発達支援広場事業(Bコース)業務委託 (3会場分)	社会福祉法人ひかりの園 社会福祉法人浜松市社会福祉事業団	R2. 4. 1	21,292,944	就園準備としての療育的プログラムを実施する施設を有し、発達障害児の診療や児童発達支援事業、療育機関での職務経験のある職員体制を安定的に整えることのできる事業者は、選定事業者以外、他にはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
146	浜松市病児・病後児保育事業委託業務 (対象施設：中央ながかみ保育園)	社会福祉法人 七恵会	R2. 4. 1	11,602,000	本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)
147	浜松市病児・病後児保育事業委託業務 (対象施設：聖隷こども園めぐみ)	社会福祉法人 聖隷福祉事業団	R2. 4. 1	6,501,000	本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
148	浜松市病児・病後児保育事業委託業務 (対象施設：みどり保育園)	社会福祉法人 明康会	R2. 4. 1	9,516,000	本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)
149	浜松市病児・病後児保育事業委託業務 (対象施設：みつばち保育園)	株式会社A's Bee みつばち保育園	R2. 4. 1	11,602,000	本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)
150	浜松市病児・病後児保育事業委託業務 (対象施設：聖隷こども園わかば)	社会福祉法人 聖隷福祉事業団	R2. 4. 1	6,501,000	本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)
151	浜松市病児・病後児保育事業委託業務 (対象施設：桜町クリニック)	医療法人社団 エスケアー 桜町クリニック	R2. 4. 1	19,425,000	本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
152	(一括) 合併処理浄化槽汚泥抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (旧浜松地域)	一般財団法人浜松市清掃公社	R2. 4. 1	1, 988, 530	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼児教育・保育課 (電話：053-457-2117)
153	(一括) 合併処理浄化槽汚泥抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (浜北区南部)	株式会社ハマエイ	R2. 4. 1	5, 483, 957	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼児教育・保育課 (電話：053-457-2117)
154	(一括) 合併処理浄化槽汚泥抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (浜北区北部)	株式会社ハマセイ東海	R2. 4. 1	5, 114, 012	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼児教育・保育課 (電話：053-457-2117)
155	(一括) 合併処理浄化槽汚泥抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (細江地域)	有限会社西遠デトリー	R2. 4. 1	1, 284, 140	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼児教育・保育課 (電話：053-457-2117)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
156	(一括) 合併処理浄化槽汚泥抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (引佐・三ヶ日東部地域)	東名興産株式会社	R2. 4. 1	1, 450, 460	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼児教育・保育課 (電話：053-457-2117)
157	子育て支援事業業務	浜松市私立幼稚園協会	R2. 4. 1	13, 120, 000	私立幼稚園が行う子育て支援事業に対し、各園が一定の水準で目的を達成するためには、私立幼稚園をまとめる浜松市私立幼稚園協会を通じて行うことが適しているため、1者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)
158	浜松市就園奨励システム運用保守業務	日立ソリューションズ西日本	R2. 4. 1	1, 834, 800	システム運用の安全性、信頼性 (システムとサーバの一体管理等) を維持するためには、システム開発業者以外では対応が不可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)
159	浜松市教育・保育システム運用支援業務及びシステム保守業務	日本電気株式会社 浜松支店	R2. 4. 1	8, 206, 000	システム運用の安全性、信頼性 (システムとサーバの一体管理等) を維持するためには、システム開発業者以外では対応が不可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼児教育・保育課 (電話：053-457-2867)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
160	浜松市地球温暖化防止活動推進センター委託業務	一般社団法人低炭素住宅推進普及協会	R2. 4. 1	3, 295, 820	本委託業務は、浜松市地球温暖化防止活動推進センターに対する業務委託のため。現センターの指定（指定期間：令和2～4年）については令和2年2月の選考委員会において決定。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部環境政策課 (電話：053-453-6154)
161	令和2年度電気自動車用急速充電器保守業務	株式会社ミントウェーブ	R2. 4. 1	2, 633, 400	急速充電器（6台）はいずれも(株)東光高岳製であり、その保守業務は(株)東光高岳のグループ会社である当該事業者の所有する通信ネットワークを利用している。よって、当該事業者のみが業務を行うことが可能となるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部環境政策課 (電話：053-453-6154)
162	令和2年度蛍光管資源化業務	野村興産株式会社	R2. 4. 1	4, 276, 166	水銀を含む蛍光管を適正にリサイクルできる浜松市登録の業者は、公益社団法人全国都市清掃会議の「広域回収処理事業」に加入している野村興産株式会社である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部 廃棄物処理課 (電話：053-453-0011)
163	令和2年度蛍光管運搬業務	日本通運株式会社 浜松支店 (日本貨物鉄道株式会社)	R2. 4. 1	2, 077, 611	水銀を含む蛍光管を適正にリサイクルできる業者が加入している公益社団法人全国都市清掃会議の「広域回収処理事業」を利用する。このため、運搬業者もその唯一の指定業者である、日本通運株式会社を選定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部 廃棄物処理課 (電話：053-453-0011)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
164	令和2年度容リ協分別基準適合物再資源化業務	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	R2. 4. 1	3, 259, 656	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条に定める指定法人（再商品化業務を行うことができる者）は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会だけである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部 廃棄物処理課 (電話：053-453-0011)
165	令和2年度地区別ごみ量調査業務（中区その1）	有限会社浜名クリー	R2. 4. 1	1, 100, 000	現行の家庭系一般廃棄物収集運搬業務受託者に本業務を委託することが、該当地区内の収集コースを熟知し、収集車両・人員も確保済みであることから、最も効率的に業務を遂行できるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	環境部 廃棄物処理課 (電話：053-453-0011)
166	令和2年度地区別ごみ量調査業務（中区その2）	株式会社山本エコージーサービス	R2. 4. 1	1, 540, 000	現行の家庭系一般廃棄物収集運搬業務受託者に本業務を委託することが、該当地区内の収集コースを熟知し、収集車両・人員も確保済みであることから、最も効率的に業務を遂行できるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	環境部 廃棄物処理課 (電話：053-453-0011)
167	令和2年度浜松市西部清掃工場運営事業運営モニタリング支援業務	パシフィックコンサルタンツ株式会社静岡事務所	R2. 4. 1	8, 140, 000	今回の指名業者は、PFI法に基づく本事業において、要求水準策定よりアドバイザーとして携わり、当該施設の供用開始後も、本市に対し、維持管理・運営モニタリングの支援を行っている。そのため、事業者が行う環境管理業務や修繕更新業務など、要求水準書等に示されるサービス水準を満たしているかを判断できる業者は、本事業全般を熟知している今回の指名業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部 廃棄物処理課 (電話：053-453-6141)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
168	令和2年度浜松市ごみ・資源物計量システム運用支援業務	株式会社アセック	R2. 4. 1	9, 372, 000	本業務は、指名業者において開発された本市独自のシステムの運用・保守を行うものである。そのため、システムの運用並びに情報管理に支障が生じないよう業務を実施できる業者は今回の指名業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部 廃棄物処理課 (電話：053-453-6141)
169	発電用ボイラー等整備業務	株式会社タクマ 中部支店	R2. 4. 1	48, 070, 000	焼却施設にとって最も重要なボイラー設備の設計・施工業者であり、社外秘の技術（性能保証を含む）が提供され、各炉停止時における限られた期間内で点検整備ができるのは同業者だけである。 他業者では、専門知識の欠如、製作に要する費用の高騰、点検整備期間の遅延が発生するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部 南清掃事業所 (電話：053-425-3680)
170	監視制御システム点検業務	天方産業株式会社	R2. 4. 1	14, 080, 000	当工場の監視制御システムは(株)日立製作所製のものを導入している。交換部品の確実な調達とコンピュータシステムの安全かつ速やかな点検作業を行い、作業後の性能保証が担保されるのは、メーカー特約店のみである。このうち、浜松市に業務委託登録のある業者は、天方産業株式会社のみであるため一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部 南清掃事業所 (電話：053-425-3680)
171	令和2年度 浜松家内労働福祉センター業務	公益財団法人浜松家内労働福祉センター	R2. 4. 1	4, 329, 000	指名業者は、昭和48年に静岡県内職公共職業補導所等から市に対し、内職窓口の設置や技術指導者の相談窓口開設の要望を受けて設立された団体。公益財団法人であり非営利性が高く、本業務に必要なネットワーク、知識、スキル等を備えており、本業務を適正に安定して実施できる者は他にいないことから選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業総務課 (電話：053-457 -2115)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
172	浜松市地域若者サポートステーションはままつ事業業務	特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会	R2. 4. 1	5, 948, 321	地域若者サポートステーション事業は、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づき、国が自立を支援するための必要な措置（基盤的事項）を講じるよう努めなければならないとされ、地方公共団体は地域の実情に応じて自立を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されている。国と地方公共団体との役割分担は国の仕様書に定められており、市の事業の実施については、国の受託団体へ委託する必要がある。指名業者は、既に令和2年度の事業実施者として国から選定されている団体であるため、特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会を一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業総務課 (電話：053-457-2115)
173	浜松市障害者就労支援事業業務	医療法人社団至空会	R2. 4. 1	10, 210, 000	指名業者は、就労支援・生活支援・定着支援を一体的に実施しており、近年増加している精神障がいや発達障がいにも対応可能な豊富な知識と経験を持った保健・福祉・医療に関するスタッフを配置できる団体である。障がいの就労支援は障がいの特性や状況に応じた対応が求められ、その家族や雇用主及び関係機関も含めた相互の信頼関係のもと、専門性の高い支援が長期間にわたり必要となる。多機能的に障害者就労支援を実施することができる団体は他になく、効果的・効率的な業務遂行ができる医療法人社団至空会を一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業総務課 (電話：053-457-2115)
174	マッチングアドバイザー派遣業務	浜松商工会議所	R2. 4. 1	6, 775, 296	浜松商工会議所は、厚生労働省の無料職業紹介事業の資格を有し、浜松市内企業へのUIJターン就職を促進する「はままつUIJターン就職寄り添い相談」を実施している。約14,000社の会員企業を有し、大都市圏等の相談者の希望に応じて市内企業の詳細な情報を提供できるノウハウを持つ。多くの市内企業の情報に精通し、UIJターン就職希望者の個別相談に応じマッチング支援が可能な事業所は他には見当たらず、本事業の目的を最も効果的に達成できる事業所である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業総務課 (電話：053-457-2339)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
175	浜松就職・転職ナビ JOBはま！システム追加構築等業務委託	株式会社アドウィル	R2. 4. 1	2, 677, 757	「浜松就職ナビ JOBはま！」は、公募型プロポーザルにおいて企画提案書を特定した㈱アドウィルが制作しており、その後、システムの管理も委託している。また、当サイトは㈱アドウィルが独自に開発・保有するCMS「SIMA」において構築されている。このため、システムやサイト内システム機能の追加構築ができるのは、㈱アドウィルに限られるため一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業総務課 (電話：053-457-2339)
176	外国人の雇用・就労に関する相談業務委託	公益財団法人浜松国際交流協会	R2. 4. 1	6, 872, 550	選定業者は浜松市多文化共生センターの運営を受託しており、外国人市民の生活全般における相談や支援窓口として市民に定着し、利用されている。本事業は事業効果を高めるために、多文化共生センターと一体的に取り組むことが必須条件であり、多文化共生センターを運営している選定業者のほかに実施できる業者はない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業総務課 (電話：053-457-2339)
177	浜松市小型自動車競走勝車投票券発売等業務（ギャンブベット）	日本トーター株式会社	R2. 4. 1	56, 102, 000	民間ポータルサイトを活用したオートレースの車券発売は、新たな発売チャンネルを開拓することで売上向上を図る施策として、平成25年2月8日に業界決定された。本業務は発売システムを構築した業者以外への委託はできないことから、発売システムを構築した業者それぞれと業務委託契約を締結するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
178	浜松市小型自動車競走勝車投票券発売等業務（オッズ・パーク）	オッズ・パーク株式会社	R2. 4. 1	440, 959, 000	民間ポータルサイトを活用したオートレースの車券販売は、新たな発売チャンネルを開拓することで売上向上を図る施策として、平成25年2月8日に業界決定された。本業務は発売システムを構築した業者以外への委託はできないことから、発売システムを構築した業者それぞれと業務委託契約を締結するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
179	浜松市小型自動車競走勝車投票券発売等業務 (チャリ・ロト)	株式会社チャリ・ロト	R2. 4. 1	440, 959, 000	民間ポータルサイトを活用したオートレースの車券販売は、新たな発売チャンネルを開拓することで売上向上を図る施策として、平成25年2月8日に業界決定された。本業務は発売システムを構築した業者以外への委託はできないことから、発売システムを構築した業者それぞれと業務委託契約を締結するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
180	浜松市小型自動車競走勝車投票券発売等業務 (WinTicket)	株式会社WinTicket	R2. 5. 1	56, 102, 000	民間ポータルサイトを活用したオートレースの車券発売は、新たな発売チャンネルを開拓することで売上向上を図る施策として、平成25年2月8日に業界決定されており、WinTicketの導入については令和2年3月23日に全国小型自動車施行者協議会において承認されている。 本業務は発売システムを構築した業者以外への委託はできないことから、発売システムを構築した(株)WinTicketと契約を締結するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
181	小型自動車競走勝車投票券発売等業務 (オートレース名古屋)	株式会社サテライト名古屋	R2. 4. 1	22, 176, 000	場外車券売場「オートレース名古屋」の設置にあたり、施設所有者である株式会社サテライト名古屋は、小型自動車競走法第8条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。当該施設において勝車投票券の発売を行うには、設置許可を受けた業者と契約を結ばなければならないため、一者特命で随意契約するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
182	小型自動車競走勝車投票券発売等業務(オートレース南国)	株式会社サンコール	R2. 4. 1	14,544,000	場外車券売場「オートレース南国」の設置にあたり、施設所有者である株式会社サンコールは、小型自動車競走法第8条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。当該施設において勝車投票券の発売を行うには、設置許可を受けた業者と契約を結ばなければならないため、一者特命で随意契約するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
183	小型自動車競走勝車投票券発売機器設置及び管理業務(オートレース南国)	一般財団法人オートレース振興協会	R2. 4. 1	14,544,000	一般財団法人オートレース振興協会(以下、協会という。)は、経済産業大臣の認可を受け、競走車の改良・開発や安全対策研究、オートレース場の業務運営の合理化、オートレースのシステムの維持・管理などオートレースの健全な発展を図るため活動している業界団体である。今回、場外車券売場「オートレース南国」の設置にあたり、小型自動車競走法第8条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けた施設所有者である株式会社サンコールから勝車投票券の発売等に係る機器の設置及び管理業務を同協会が行うことが、覚書で交わされている。よって、他事業者では実施することができないため、当事業者を一者特命で随意契約するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
184	浜松市小型自動車競走事業包括的委託業務〔年度契約〕	日本トーター株式会社	R2. 4. 1	471, 811, 000	<p>小型自動車競走事業のうち、包括的民間委託できる業務は、施行者の固有事務及び(一財)東日本小型自動車競走会等への委託業務を除く業務であり、その中で車券発売払戻業務、広報宣伝業務及び施設の維持管理業務等の業務を委託するものである。</p> <p>平成30年度から令和4年度までの「浜松市小型自動車競走事業包括的委託業務に関する基本契約書」第38条において、各年度における委託業務及び委託料その他必要な事項を年度契約にて締結することとしている。</p> <p>包括的民間委託により、市が経営リスクを負わず収益保証(売上×2.0%~1.4%)を得ることができ、また、その収益保証の一部を一般会計へ繰出すことで、市財政へ貢献する。</p> <p>本契約は、平成30年度から令和4年度までの「浜松市小型自動車競走事業包括的委託業務に関する基本契約書」に基づき、基本契約締結者と委託期間内の各年度の委託業務及び委託料その他必要事項を定めるために締結するものである。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
185	浜松市小型自動車競走実施業務	一般財団法人東日本小型自動車競走会	R2. 4. 1	2, 875, 551, 999	<p>一般財団法人東日本小型自動車競走会は、小型自動車競走事業を公正かつ円滑に行うことを目的として設置された団体であり、小型自動車競走法(以下、法という。)第42条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されているので、同法第5条第1号に基づき一者特命で随意契約するものである。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
186	浜松市小型自動車競走選手管理宿泊等業務	一般財団法人東日本小型自動車競走会	R2. 4. 1	44,520,769	一般財団法人東日本小型自動車競走会は、小型自動車競走事業を公正かつ円滑に行なうことを目的として設置された団体であり、小型自動車競走法第42条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されている。 選手の管理宿泊等業務においても、公正安全な競走を実施するため、外部との情報交換及び接触を遮断する必要がある。選手管理を遂行しながら宿泊業務を行うには一般財団法人東日本小型自動車競走会が、最も適当な団体であるため、一者特命で随意契約するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
187	浜松市小型自動車競走選手費用補償業務 (四項目)	一般財団法人東日本小型自動車競走会	R2. 4. 1	137,928,000	一般財団法人東日本小型自動車競走会は、小型自動車競走事業を公正かつ円滑に行なうことを目的として設置された団体であり、小型自動車競走法 (以下、法という。) 第42条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されているので、同法第5条第1号に基づき一者特命で随意契約するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
188	浜松市小型自動車競走事業電話投票等事務	一般財団法人オートレース振興協会	R2. 4. 1	49,836,000	一般財団法人オートレース振興協会 (以下、協会という。) は、競走車の改良・開発や安全対策研究、オートレース場の業務運営の合理化、オートレースのシステムの維持・管理などオートレースの健全な発展を図るため活動している業界団体であり、電話投票事務については、オートレース情報システム委員会において、各施行者が同協会に委託することが決定されている。よって、他事業者では実施することができないため、当事業者を一者特命で随意契約するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
189	浜松市小型自動車競走川口場外発売所勝車投票券発売等業務	川口市	R2. 4. 1	245,590,000	場外車券売場「川口オートレース」の設置にあたり、施設所有者である川口市は、小型自動車競走法第6条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。 当該施設において勝車投票券の発売を行うには、設置許可を受けた自治体と契約を結ばなければならないため、一者特命で随意契約するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
190	浜松市小型自動車競走伊勢崎場外発売所勝車投票券発売等業務	伊勢崎市	R2. 4. 1	263,569,000	場外車券売場「伊勢崎オートレース」の設置にあたり、施設所有者である伊勢崎市は、小型自動車競走法第6条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。 当該施設において勝車投票券の発売を行うには、設置許可を受けた自治体と契約を結ばなければならないため、一者特命で随意契約するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
191	浜松市小型自動車競走山陽場外発売所勝車投票券発売等業務	山陽小野田市	R2. 4. 1	65,958,000	場外車券売場「山陽オートレース」の設置にあたり、施設所有者である山陽小野田市は、小型自動車競走法第6条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。 当該施設において勝車投票券の発売を行うには、設置許可を受けた自治体と契約を結ばなければならないため、一者特命で随意契約するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
192	浜松市小型自動車競走飯塚場外発売所勝車投票券発売等業務	飯塚市	R2. 4. 1	131,656,000	場外車券売場「飯塚オートレース」の設置にあたり、施設所有者である飯塚市は、小型自動車競走法第6条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。 当該施設において勝車投票券の発売を行うには、設置許可を受けた自治体と契約を結ばなければならないため、一者特命で随意契約するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
193	産業イノベーション支援事業業務	公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構	R2. 4. 1	178, 321, 000	<p>公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構は、浜松市内に事業所を有し、産学官金連携による地域の産業支援の中核として当地域の産業経済の発展を目的に設立され、本市の出資比率が50%を超え、経営状況を議会に報告している団体である。「はままつ産業イノベーション構想」においても、本市との共同による構想実現のための中心機関と位置付けられている。</p> <p>これまでも当業務を受託し、幅広い情報発信、魅力的なセミナーの開催、事業化・製品化の推進などで一定の成果を残し、国、県、大学との連携によるプロジェクトの経験・実績も豊富である。</p> <p>また、当機構は、中小企業等の相談について、専門知識や実務経験が一定レベル以上であると国が認定する認定支援機関であり、組織体制においても、同じ認定支援機関である金融機関からの派遣職員や、技術開発の知識に長けた製造業OB、知財の専門職員など専門性の高いスタッフを揃えており、企業のような課題や要求に対して、満足度の高い対応ができる。</p> <p>加えて、公益財団法人であるため、特定の利害関係者に縛られることなく、公的・中立な立場で産業支援を実行できる唯一の機関である。</p> <p>以上の理由から、当業務を総合的に高いレベルで実施できる機関として、当機構に特命委託するものである。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2044)
194	令和2年度浜松市海外ビジネスサポートデスク運営業務	株式会社フェアコンサルティング	R2. 4. 1	8, 998, 000	<p>現在、同社は世界13か国23都市に日本人の専門家が駐在する直営の拠点を有し、国内から海外までシームレスな支援が可能であり、本事業を平成26年から継続して受託している。</p> <p>本事業については、市内中小企業の海外進出支援に加え、既存進出企業の現地における支援が肝要である。そのためには、同社がこれまでに整えた支援体制、国内及び海外におけるネットワークを十分に活用することが必須であるため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2319)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
195	令和2年度はままつ首都圏ビジネス情報センターアドバイザー業務委託	株式会社ベンチャーラボ 東海支社	R2.4.1	6,988,960	<p>本委託事業はベンチャー企業誘致及び工場・研究所誘致等において企業の技術、知財、経営等に精通したアドバイザー（1人工）をはままつ首都圏ビジネス情報センター（以下、同センター）へ配置し、受託業者の持つ企業や人のネットワーク等を活用することにより、同センターにおける企業誘致活動を実施することである。はままつ首都圏ビジネス情報センターの事業を実施していくためには、特に①ベンチャー企業誘致、②工場・研究所誘致を実施していく上で、首都圏における人的ネットワークが非常に重要となる。</p> <p>当該事業者は、ベンチャーファンドを自ら持ち、運用している事業者であり、いばらきベンチャーファンド等地域のベンチャーキャピタル事業を実施している実績を持つ。そのため、ファンドマネージャー等ベンチャー企業育成に対する豊富な経験と実績及び企業の目利き力を有する事業者である。また、大手製造業のOBを多数抱え、企業の事業性評価の実施経験を持つ事業者である。</p> <p>はままつ首都圏ビジネス情報センターの事業を推進するにあたっては、本市産業施策及び市内企業について理解した上で、事業に取り組む必要がある。当該事業者は長年に渡り本市の他事業受託の経験を有しており、本市産業事情にも精通している。また、開所時より当該事業を受託し、センター事業を十分に理解している。4年目となる昨年度の事業実施において、それまでの勤務方法を変更し、勤務場所の制限を無くし、より都内を幅広く活動できる環境としたことにより、紹介企業が70社以上（※前年度比2.25倍）紹介した実績もあり、さらにこの企業のなかから浜松への拠点進出検討に至っている企業が出てきている。このことから、今年度の方法を継続することにより、費用対効果が見込めることから、当該事業者の1者特命とした。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：03-3556-2788)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
196	実証実験サポート事業 業務委託	株式会社日本総合研究所	R2. 4. 1	24, 585, 000	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、全国のスタートアップ企業を主な対象とした事業であり、最新のビジネスに精通している他、全国のスタートアップ企業にアプローチできるネットワークを有していることが事業者としての必須条件である。 ・指名業者は前述の条件を有しており、令和元年度に本事業を受託した際、自社未来2020などのイベント等を活用した本事業の情報発信を行い、J-Startupを含めた多くの優秀なスタートアップから本事業への関心を引くことに成功している。 ・募集時期を早めたスケジュールとなったことで、契約後に早急な事業展開が求められる業務となっている。昨年度に引き続き当事業者に委託することで、他に代替することのできないこれまでの実績や運営ノウハウ、運営者のもつネットワーク力を活かした発展的かつ早急な事業展開が期待できる。よって、本契約は競争入札に適さないため一者特命とした。 	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2825)
197	中山間地域サテライトオフィス運営事業業務委託	山ノ舎	R2. 4. 1	8, 033, 190	<p>当該事業者は、令和元年度に公募プロポーザルにて選定され、本事業用に自らの店舗を改装して施設を整備し、専用Webサイトを構築するなど、次年度以降の本格的な活動に向け準備を整えた段階であること、また、令和2年1月の拠点開設後の限られた期間ではあるが、成果目標を達成するペースで事業を行っていることから、引き続き、同事業者に委託をすることが目的達成のため最も効果的であるため、一者特命とした。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2825)
198	はままつトライアルオフィス運営事業業務委託	株式会社デクシ	R2. 4. 1	12, 742, 180	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業者は、浜松市内でシェアオフィスを運営し、オフィス運営について精通しているだけでなく、自身もベンチャー企業の経営者として地元の企業等に多くのネットワークをもち情報発信力もある。H30. 9月から当オフィスの管理・運営を行っており、当オフィスの認知度の向上、利用者の増加を実現した。 ・引き続き当事業者に委託することで、他に代替することのできないこれまでの実績や運営ノウハウ、運営者のもつネットワーク力を活かした発展的な事業展開や高い効果が期待できる。よって、本契約は競争入札に適さないため一者特命とする。 	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2825)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
199	ベンチャー経営塾事業 業務委託	株式会社グロービス	R2. 4. 1	5,473,980	<ul style="list-style-type: none"> 指名業者は、グロービス経営大学院を有し、経営に必要な知識を通学型研修・企業内研修の様々なプログラムを使った人材育成を実施している。また、グロービス・キャピタル・パートナーズ (VC) を使い、起業家へ組織力強化・資金面などの総合的支援も行う。講師陣は、MBA取得者及びベンチャー支援に通じた人材となる。 引き続き当事業者に委託することで、他に代替することのできない事業プログラム、平成31年度受講生 (1期生) とのネットワークを使った事業展開が期待できる。よって、本契約は競争入札に適さないため一者特命とすした。 	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2825)
200	令和2年度浜松駅北口地下喫煙室維持管理業務委託	一般財団法人浜松まちづくり公社	R2. 4. 1	1,176,780	<p>浜松駅北口地下広場を含む市道曳馬中田島線の一部のエリアは、南土木整備事務所にて浜松駅前広場等維持管理業務委託として、(一財) 浜松まちづくり公社による一体的、包括的な維持管理が行われており、令和2年度においても (一財) 浜松まちづくり公社と随意契約する予定である。</p> <p>産業振興課にて維持管理を行なう浜松駅北口地下喫煙室は、北口バスターミナル地下施設の一部について道路占用許可を得て設置したものであり、その維持管理については浜松駅北口地下広場を含む市道曳馬中田島線の一部のエリアと一元的に管理することが合理的であり、一元管理を行うことで維持管理経費を削減することができる。</p> <p>また、喫煙室の利用者及び周辺歩行者等の安全で快適な空間の確保という点においても、北口バスターミナル地下施設内に事務所を有し、24時間体制で施設の管理を行っている (一財) 浜松まちづくり公社が適切である。</p> <p>これらのことから、最小限の経費で、効率的な維持管理を行うことができるのは、(一財) 浜松まちづくり公社において他にないため、同社を特命の事業者として選定する。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2095)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
201	浜松市の休業要請に基づく協力金管理運営事業	株式会社JTB浜松支店	R2.5.7	22,000,000	休業要請協力金については早急な支払いが必要であり、(株)JTB本社が、休業要請協力金の申請から支払いに至るシステムを既に構築しており、人的資源も含めて早急な運用開始が可能であること及び他自治体における同様の業務の運用受託実績等を考慮し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2285)
202	テレワーク導入促進事業 業務委託	We will accounting associates株式会社	R2.5.20	4,999,999	本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う市内企業に対する緊急支援の一環として行うものであって、可及的速やかな委託業務の開始が求められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく随意契約（1者特命）とした。 また、下記の理由から契約相手方事業者を指名業者として選定した。 ①当該事業者の代表者である杉浦氏は、浜松商工会議所主催「ITツールを活用した業務改善セミナー」の講師を務めるなど、テレワークをはじめとした企業へのIT導入コンサルティングを行う有識者として活躍している。 ②当該事業者は、企業人材等のテレワーク拠点の1つであるコワーキングスペース「The Garage for Startups」を直接運営するとともに、本市の「はままつトライアルオフィス」の運営にも参画しており、市内でテレワークを行う企業や人材とのネットワークや支援ノウハウを蓄積している。 ③当該事業者は、テレワーク導入を指導する専門家（社会保険労務士、ITコンサルタントなど）や企業と幅広いネットワークを有しており、多くの企業や専門家と連携し、継続的な事業遂行が可能である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2825)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
203	令和2年度浜松市リノベーションスクール（企業版）企画・運営等業務	株式会社アフタヌーンソサエティ	R2. 6. 9	6, 498, 448	当該社は、昨年度に本市の同様の業務を受託し、28社の参加企業をコーディネートし、7事業の優れた提案に導いた。そのうち1事業は既に提案を実現し、中心市街地の活性化に貢献している。また、これまでも全国のリノベーションまちづくりに関する計画策定やコーディネート等の支援業務を先駆的に実施しており、平成26年度には本市の「浜松家守構想」を策定している。したがって、当該社の持つこれまでの実績やノウハウより、当該社を本業務の受託者として選定することが適切である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 （電話：053-457-2096）
204	ダンス教育&エンタテインメントによる地方創生に関する連携事業業務	株式会社ヘッドライン	R2. 4. 1	10, 000, 000	平成30年12月21日、EXILEのUSAさんがCEOを務める株式会社danceearthと連携協定を締結し、協定に基づいた事業を実施するためには、株式会社dance earth取締役COO兼株式会社LDH JAPAN社会貢献部長である一木広治氏が代表取締役社長を務める当該業者との契約しか方法がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 観光・シティプロモーション課 （電話：053-457-2293）
205	デジタルプロモーション業務	株式会社JR東日本企画	R2. 5. 25	29, 997, 000	様々な媒体を活用してシティプロモーションを実施しているが、情報を必要としている方に届いているか等の分析ができておらず、効果を検証したうえで、戦略的なプロモーションを実施する必要がある。また、ICTの発達などの環境変化により、情報収集の手法として動画を含めたデジタルが占める割合が大きくなっている。業務を効果的かつ確実に実施するよう広く提案を求める必要があるため、入札参加資格者名簿に登載のないものも含め、公募型で企画案を募集し、プロポーザル方式で受託業者を選定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 観光・シティプロモーション課 （電話：053-457-2293）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
206	キャッシュレス決済サービスを活用した経済活性化事業	PayPay株式会社	R2. 6. 22	(1) 決済金額の30% (決済1回あたりの付与上限1,000円相当、期間内付与上限5,000円相当) (2) 販促物作成及び配送料	キャッシュレス決済サービスPayPayを提供する当該業者との契約しか方法がないため。また、サービスの選定については、PayPay株式会社の共同出資者であるヤフー株式会社とソフトバンク株式会社と本市が連携協定を締結しており、迅速な事業実施をするためにPayPayを選定した。また、PayPayは全国でさまざまなキャンペーンの実績があり、ノウハウを有している。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話: 053-457-2293)
207	ふるさと納税業務委託	株式会社さとふる	R2. 4. 1	(1) 寄附金額の12%に消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算出した消費税及び地方消費税相当額を加算した額 (2) お礼品代金(消費税及び地方消費税を含む)及び配送料実費	「さとふる」のサービスを利用するためには、本サイト運営者である株式会社さとふると直接、業務代行を含む契約を交わすしかなく、代理店等は存在しないことから、他に代わるものがないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話: 053-457-2802)
208	ふるさと納税書面発行等にかかる業務委託契約	株式会社さとふる	R2. 4. 1	160円(税抜) / 通(単価+消費税及び地方消費税※円未満切り捨て) × 通数	ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」を通じて申込まれる寄附の寄附者・入金管理等については、「さとふる」の運営会社である株式会社さとふるしか取り扱いができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話: 053-457-2802)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
209	浜松城観光誘客及びプロモーション業務	特定非営利活動法人出世の街浜松プロジェクト	R2. 4. 1	5, 676, 000	浜松市の重要な歴史資源かつ主要な観光スポットである浜松城に相応しい徳川家康公や徳川四天王等の武将隊を有しているのが、NPO法人出世の街浜松プロジェクトであり、それらを活用して演武等を行うことができるのが、令和元年度も本業務を受託した同事業者のみである。また、武将隊を本市マスコットキャラクター「出世大名家康くん」「出世法師直虎ちゃん」と組み合わせ、効果的なパフォーマンスの企画・実施が可能な事業者は上記事業者のみであるため、同事業者に委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2293)
210	市民協働による浜松市マスコットキャラクター管理運用業務	特定非営利活動法人出世の街浜松プロジェクト	R2. 4. 1	7, 370, 000	本業務は、本市マスコットキャラクターの適切な管理とキャラクターブランドの保持を必要とする。また、市民活動団体の特性を生かした、市民目線での地域愛の醸成や地域の魅力の市民への定着が目標である。そのため、市民協働で実施することを重視し、市民活動団体を業務委託先の対象としている。平成26年度から本業務を受託しているNPO法人出世の街浜松プロジェクトは、キャラクターの借用先として地域に根付いているとともに、着ぐるみの適切な管理のみならず、自らがマスコットキャラクターの操演を行い、マスコットキャラクターを通じて地域愛の醸成や魅力を発信するノウハウを有する市民団体であることから、同事業者に委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2293)
211	令和2年度 観光・コンベンション推進業務	公益財団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューロー	R2. 4. 1	48, 697, 000	(公財)浜松・浜名湖ツーリズムビューローは、浜松・浜名湖地域における地域経済の発展を目的として、観光振興及びコンベンション誘致に長く取り組んできた団体であり、豊富な誘致のノウハウと多方面にわたるネットワークを構築してきた唯一の公益団体である。MICE誘致には、行政、観光事業者のみならず多方面の団体や市民が一体となった継続的な活動が必要であり、こうした条件を備えているのは当該団体のみである。また、平成28年度の「浜松市観光地域づくりのあり方検討委員会」及び平成29年度の「(仮称)浜松・浜名湖DMO設立準備会議」において、本市ではMICE推進をDMOが担う業務と位置付けている。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
212	令和2年度浜松市未来を拓く農林漁業育成事業に取り組む事業者に対する総合支援業務	株式会社流通研究所	R2. 5. 14	3, 488, 100	本事業には農林水産業に関連した商品開発、商品デザインや販路開拓等の実質的な支援を行う専門的知識、ネットワーク並びにノウハウ等の蓄積が必要である。また、事業実施にあたり発生した課題解決に向け、いかに迅速かつ柔軟に効果的な提案ができるかが評価の要となる。よってこれまでの実績を加味しながら、どのような支援が可能かを公募型プロポーザルを実施することにより提案させ、よりよい提案を採用するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農業水産課 (電話：053-457-2328)
213	令和2年度浜松ジュニアビレッジモデル事業実施業務	グローバルデザインスクール株式会社	R2. 4. 1	2, 999, 700	本業務は、グローバルデザインスクール株式会社が他市で実施している「ジュニアビレッジ事業」をベースに浜松市に適した事業を開発し、事業の有効性を確認するものであり、同社の持つ農業及び人材育成に関する専門的知識や人的資源を活用することが事業実施に不可欠なことから競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農業水産課 (電話：053-457-2333)
214	平成31年度国営浜名湖北部農業水利事業造成施設の操作運転業務	浜名湖北部用水土地改良区	R2. 4. 1	125, 164, 600	浜松市須部頭首工管理条例（第2条）において、「浜名湖北部地区基幹水利施設管理強化計画に定めるところに従い、最も効率的に管理するように努めるもの」と規定されており、浜名湖北部地区基幹水利施設管理強化計画書で、浜名湖北部用水土地改良区に操作運転業務を委託することが規定されているため。なお、管理強化計画書は、県西部農林事務所が事務局を担う施設管理強化推進委員会の協議により定められている。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 農地整備課 (電話：053-457-2311)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
215	令和2年度 浜松市農業振興地域整備計画定期変更業務委託	株式会社フジヤマ	R2. 4. 1	6,600,000	本業務は、株式会社フジヤマが開発し権利を保有している「農用地区域データ管理システム」内のデータを修正・加工・追加するものであり、基幹システム開発者でなければ業務を遂行できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 農地利用課 (電話：053-457-2335)
216	令和2年度 浜松市農地情報システム保守管理業務	株式会社フジヤマ	R2. 4. 1	3,190,000	定期・年次・通常・臨時保守など、仕様書に示す保守管理の内容が、システムを開発した株式会社フジヤマ以外は、技術的に対応不可となるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 農地利用課 (電話：053-457-2481)
217	令和2年度 天竜材の家百年住居る事業運営業務	一般社団法人浜松地域材利用促進協議会	R2. 4. 1	3,313,200	指名業者は、本事業の運営の遂行のために設立した団体であり、本義用務の運営実績や木材、建築に関する専門知識を有している。指名業者以外に本事業の遂行はできないため、1者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 林業振興課 (電話：053-457-2159)
218	令和2年度浜松市中央卸売市場販売原票等電子システム保守運用等業務	株式会社 浜名湖国際頭脳センター	R2. 4. 1	2,818,200	システム運用及びシステム保守を含むこの業務は、専門的知識を要するため、機器更新にあたってシステムの再構築を行った株式会社浜名湖国際頭脳センターでなければ業務を遂行することができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 中央卸売市場 (電話：053-427-7406)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
219	令和2年度浜松市中央卸売市場S F級冷蔵庫冷凍機点検業務	株式会社 前川製作所	R2. 4. 1	3,520,000	主に鮪を冷凍保存するS F級冷蔵庫冷凍機は-60℃の超低温冷蔵設備であり、その特殊性からメーカー独自の技術をもって製作されている。24時間運転のため故障時には、速やかな対応が必要であり、部品調達及び整備は設備製造会社である(株)前川製作所でなければ実施できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部中央卸売市場 (電話:053-427-7402)
220	令和2年度浜松市中央卸売市場中央監視装置・自動検針システム保守点検等業務	株式会社 明電エンジニアリング	R2. 4. 1	6,325,000	機器及びプログラムの動作確認等を行う保守点検等業務は、専門的知識が必要となり、機器導入に関するシステムの開発・維持管理・プログラム保守等を行った株式会社明電エンジニアリングでなければ業務を遂行することができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部中央卸売市場 (電話:053-427-7402)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
221	令和2年度浜松市食肉地方卸売市場と畜場清掃・廃棄臓物処理業務	有限会社 浜松ミート	R2.4.1	15,243,998	<p>当施設は、と畜解体時に獣畜の糞尿や血液、油脂・肉片等により汚染されやすい状況にあるが、衛生的な環境を保持しなければならない。</p> <p>と畜場清掃業務の清掃範囲は、①と畜解体作業者が作業後の清掃できれいにできない箇所（機械内部、排水溝など）や②獣畜の運搬者が利用した箇所（洗車場・ランプウェイ）も含まれる。</p> <p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> と畜解体時のため豚をと室へ送るコンベア（長さ約20m）は、糞尿で汚染され易く、機械下部に入って洗浄する必要がある。 背割り機や皮むき機は、内部に汚れや油脂が付着しやすいため、本体カバーを外し機械内部まで清掃する必要がある。 <p>これらは、衛生面や機械のメンテナンス面から必要な作業であるため、と畜場の機械設備に熟知していなければならない。</p> <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> 獣畜の運搬者が利用した洗車場やプラットホーム、スロープ、排水溝などは獣畜の糞尿で汚染され、特に夏場は悪臭を放つため、近隣から苦情が来ないように業務中でもこまめに清掃しておく必要がある。 <p>一方、廃棄臓物処理業務は、食肉検査で不合格となり廃棄された豚・牛の内臓や、特定部位である牛の頭部などを廃棄物室に集めて整理する。牛の胃内容物（腹糞）は水分を多く含むため、脱水機にかけて水分を除去した後、コンテナに収納する必要がある。これら1日に発生する約3トンの廃棄物を、豚の内臓、牛の内臓、特定部位、牛の胃内容物（腹糞）の4種類に分けて整理する業務である。</p> <p>と畜場清掃業務及び廃棄臓物処理業務いずれも、と畜場設備を熟知した解体業者により一体で管理した方が効率的である。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 食肉地方卸売市場 (電話：053-461-7555)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
222	令和2年度浜松市食肉地方卸売市場 獣畜の内臓廃棄物等の収集運搬業務	株式会社 堀田萬蔵商店	R2. 4. 1	4,356,000	当業務を行うには廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、動物系固形不要物の収集運搬業の事業許可を受けている必要がある。本業務を遂行するにあたり①浜松市に登録されている収集運搬業者でこの事業許可を受けていること、②本施設の開場日すべてにおいて収集運搬作業が可能であることが必要条件となる。これら2つの条件を満たし、本業務を履行できるのは㈱堀田萬蔵商店が唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 食肉地方卸売市場 (電話：053-461-7555)
223	令和2年度浜松市食肉地方卸売市場 獣畜の内臓廃棄物等の処分業務	愛知化製事業協業組合	R2. 4. 1	4,389,000	当業務を行うには廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、動物系固形不要物の処分業の事業許可を受けている必要がある。本業務を遂行するに当たり、①浜松市に登録されている廃棄物処分業者でこの事業許可を受けていること、②本施設から収集運搬された獣畜の内臓廃棄物等を当日受け入れる事ができることが条件となる。これら2つの条件を満たし、本業務を履行できるのは愛知化製事業協業組合が唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 食肉地方卸売市場 (電話：053-461-7555)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
224	令和2年度浜松市土地取引規制基礎調査等業務委託	公益社団法人静岡県不動産鑑定士協会	R2. 4. 1	3,032,700	<p>「公益社団法人静岡県不動産鑑定士協会」は、静岡県内のほぼすべての不動産鑑定士が会員登録する団体であることから、資格、人員等の下記要件を全て満たしており、広域的で客観的な調査が行え、履行実績や信頼性があり、東海地域や国との連絡体制を常に保つことができる唯一の団体であるため。</p> <p>1 土地取引情報の収集・分析、土地の鑑定評価等ができること</p> <p>2 国土利用計画法に基づくこの調査は、本市の政令市移行前から、静岡県が事業主体となり、県内全域を対象区域として実施してきたものであり、静岡県及び静岡市が同様の業務委託を継続していることから、作業効率等を考慮し、静岡県や静岡市との調整により統一的な調査ができること</p> <p>3 静岡県、静岡市及び浜松市区域における調査方法等の統一的な取扱いや意見の調整により円滑な実施が図れること、及び調査地点が複数あることから相当数の不動産鑑定士の動員ができること</p> <p>4 当該業務を遂行するにあたり、資格、知識、技術、人員の配置、及び情報収集の体制等が整っていること</p> <p>5 東海地域や国との連絡体制を常に保つため、円滑な情報共有等が図れること</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部土地政策課 (電話：053-457-2365)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
225	令和2年度 旭・板屋地区第一種市街地再開発事業公共事業事後評価業務	公益社団法人全国市街地再開発協会	R2. 6. 22	6, 567, 000	公共事業事後評価は、公共事業の効率性及び実施過程の透明性向上、評価結果の同種事業への反映を目的としており、本業務における良質な業務成果を得るためには、再開発事業の特性と本事業の理念・過程を十分に理解し、スケジュール等の制約を受ける中、複数の関係者に対して公平公正な体制によって調査や資料収集を行い、総括的な観点による評価・分析が必要となる。 「公益社団法人全国市街地再開発協会」は、全国唯一の市街地再開発事業の推進母体として設立された国土交通省所管の公益社団法人である。再開発事業に深く精通し、過去に当該事業に関連した業務を受注している実績もあることから、既に業務内容と本事業を熟知しており、なおかつ公平・公正の立場から円滑な業務推進を図ることができるため、随意契約とするものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部市街地整備課再開発グループ (電話：053-457-2342)
226	令和2年度わが家の専門家診断事業業務委託	公益社団法人静岡県建築士会	R2. 4. 16	21, 183, 820	本業務は適切な専門的判断能力が求められるため、「プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱」第2(5)及び別表第1により、静岡県知事が認定した「静岡県耐震診断補強相談士」が行なうこととなっている。また、申請者の申込に応じ、市内全域で同時に多数の耐震診断補強相談士を派遣する必要がある。本事業量を迅速に実施するには、多くの耐震診断補強相談士を総括し組織的に遂行できる団体に業務委託する必要があり、当会以外に多数の耐震補強相談士を抱える団体がいないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部 建築行政課 (電話：053-457-2473)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
227	令和2年度 浜松市営住宅管理システム保守業務	株式会社ジーシーシー	R2.4.1	1,077,120	システムを開発、構築した株式会社ジーシーシーが唯一保守作業可能な業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部住宅課 (電話：053-457-2455)
228	はままつフラワーパーク開園50周年記念事業業務	公益財団法人浜松市花みどり振興財団	R2.4.1	12,386,000	本業務は、はままつフラワーパークの園内におけるイベント・展示等の業務であり、実施に際し、当該施設の指定管理者との連携・調整が必要であるほか、大型工作物や園内植物を利用した芸術作品の展示など園の植栽に影響を与える工作物等の設置を開園しながら行うことから、園内を熟知して管理のノウハウを持ち、不測の事態に迅速な対応が可能で、施設運営に支障をきたすことなく業務の遂行を可能とする唯一の団体である（公財）浜松市花みどり振興財団を契約の相手方として選定するものです。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部緑政課 (電話：053-457-2565)
229	公園内トイレし尿収集業務 (旧浜松市内)	一般財団法人浜松市清掃公社	R2.4.1	2,025,177	当該地区においてし尿収集許可を受けている唯一の業者のため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部公園管理事務所 (電話：053-473-1829)
230	公園内トイレし尿収集業務 (西区・浜北区・天竜区)	株式会社ハマエイ	R2.4.1	1,371,271	当該地区においてし尿収集許可を受けている唯一の業者のため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部公園管理事務所 (電話：053-473-1829)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
231	令和2年度 公共事業に伴う権利等の登記事務業務	一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会	R2.4.1	12,841,081	一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会は、公共の権利登記業務を受託し、その手続きを適正かつ円滑に実施して、市民の権利の保護に寄与することを目的に設立された団体である。多くの司法書士が所属し、組織的な業務執行が可能であるとともに責任の所在が明確である。権利に関する登記業務は、物件が市内に点在し、不定期に発生する。また、物件によって事前の調査方法や法務局との協議内容が異なり、時間を要する場合もあるため、予定価格の算定が困難である。以上により、同協会1者特命の年間契約（複数単価契約）とするものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部 道路企画課 (電話：053-457-2375)
232	令和2年度 浜松市土木スマホ通報システム「いっちゃんお！」管理サービス業務	株式会社浜名湖国際頭脳センター	R2.4.1	1,650,000	本システムは、既存のアプリ上にシステムを開発しており、サーバー機器はサービス提供者が保有しているものである。このシステムを単独で取り出すことは技術的に不可能であり、仮に、同様のシステムを開発・運用した場合、より多額の開発費及び通信料、保守メンテナンス料を要することとなる。さらに当該システムは一般市民が使用するものであり、安定的かつ確実に作動すること、不具合が生じた場合、早急に対応することが必要である。このことから、開発業者以外では維持管理の確実性、安全性の確保や迅速なサポート、トラブル対応が困難であるため、システム開発業者である株式会社浜名湖国際頭脳センターと特命による随意契約とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部道路保全課 (電話：053-457-2425)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
233	令和2年度 浜松市道路施設 情報システム保守業務	株式会社フジヤマ	R2. 4. 1	1,485,000	浜松市道路施設情報システムは、株式会社フジヤマによって独自に構築されていることから、システムの安定的な稼働及びシステム異常時における迅速な対応を行うには、同システムの構造を熟知している同社の技術が必要であり、他事業者が実施することは適さない業務である。したがって、株式会社フジヤマに1者特命随意契約をするものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部道路保全課 (電話：053-457-2619)
234	令和2年度浜松市公共用財産 (道路・河川等)境界確定業 務委託契約	公益社団法人静岡県公 共嘱託登記土地家屋調 査士協会西部事務所	R2. 4. 1	90,119,106	公共用財産（道路・河川等）と民有地との境界に関する申請は、年間2千件を超える件数があり、個人事業者ではその対応が困難である。公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条の規定に基づき、公共嘱託登記業務を適正かつ迅速に実施することを目的に優秀な能力を有する人材を確保し設立された機関である。その豊富な人材と優秀な能力により、年間2千件を超える申請に対し、事務処理も円滑かつ正確に行なうことができることから、公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会を一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部道路保全課 (電話：053-457-2313)
235	令和2年度土木防災情報シ ステム運営事業土木防災情報シ ステム保守業務	理研精工株式会社	R2. 4. 1	6,963,000	本業務の保守対象となる土木防災情報システム（監視カメラ、各種サーバ、ネットワーク等）は理研精工株式会社が独自に設計・構築したものであり、セキュリティを含む保守点検や障害時の迅速かつ確実な対応は、システムを熟知した理研精工株式会社しかできない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部河川課 (電話：053-457-2452)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
236	令和2年度土木防災情報システム運営事業土木防災対応支援気象情報処理業務	株式会社ウェザーニューズ	R2.4.1	4,686,000	気象予報士により365日、24時間体制で最新の気象情報の分析を行い、今後の雨量予測により職員の配備の基準となる防災体制基準を決定、配信できるのは株式会社ウェザーニューズのみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部河川課 (電話：053-457-2452)
237	令和2年度 ポンプ場等維持管理事業 浜松市雨水ポンプ場降雨時運転業務	株式会社ウォーターエージェンシー	R2.4.1	1,956,350	本業務は、降雨時における雨水ポンプ施設の運転を行うものである。雨水ポンプ施設の日常的な保守点検等管理業務は、(株)ウォーターエージェンシーと業務締結をしており、保守点検等管理業務を受託している業者が降雨時の運転操作をすることで迅速かつ適切な運転管理を可能となる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	土木部河川課 (電話：053-457-2452)
238	令和2年度曳馬中田島線外昇降機設備保守点検業務	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 中部支社静岡支店	R2.4.1	12,672,000	本業務委託は、昇降機設備業者による遠隔操作システムを使用することで、24時間監視と自動点検による予防保全が可能であるが、これは設備設置業者が開発した独自技術によるものである。そのため、効率的な保守点検を実施できるよう機器設置メーカーへ随意契約とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部南土木整備事務所 (電話：053 - 457 - 1018)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
239	令和2年度浜松駅前広場等施設管理業務	一般財団法人浜松まちづくり公社	R2. 4. 1	97,961,600	本市の玄関口である浜松駅前広は、バスターミナル施設を中心に、そこから放射状に広がる地下通路、JR浜松駅の南北広場、また東側に伸びるアクトタワーへの通路等、大勢の市民が利用する都市施設であり、利用者の安全確保に万全な管理体制を取らなければならない。中央部のバスターミナル施設は、（一財）浜松まちづくり公社（以下、「公社」という。）が所有するバス事業施設や管理事務所等と、浜松市が所有する地下広場、エレベーター、公衆トイレ等とが混在している。こうしたことから、バスターミナル施設の供用開始時（昭和57年度）から、「浜松駅前広場バス利用者協議会」の方針に基づき、管理事務所を所有する公社が一体的、包括的に管理してきた。後者は、自らが所有する管理事務所並びにバス事業施設の維持管理を実施していることから、現場・施設の状態を熟知し、バスターミナル施設を含めた浜松駅前広場の施設管理を一体的に実施する能力を有している。また、公社所有の管理事務所には、浜松市が所有するトイレの警報器や監視カメラモニターなど重要な設備が集約されており、昼夜間における監視警備を公社職員又は警備員が実施しているため、他者が管理するには大規模なシステム改修が必要となる。これらのことから、当業務を効率的に実施できる者は他にないことから、自宅事業者として選定するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部南土木整備事務所 （電話：053 - 457 - 1018）
240	令和2年度南区可美地下道車椅子用階段リフト保守点検業務	クマリフト株式会社静岡営業所	R2. 4. 1	2,098,800	本設備の車椅子用階段リフトは「クマリフト株式会社」が自ら設計・制作し、設置されたものである。保守点検業務にはメーカー独自の技術力と専用部品の調達能力が不可欠であり、「クマリフト(株)静岡営業所」以外では施行技術を有していないとともに、付属部品の調達も困難であることから、本設備設置メーカーへの随意契約とするものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部南土木整備事務所 （電話：053 - 457 - 1018）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
241	令和2年度浜松駅北口広場昇降機設備保守点検業務	日本オーチス・エレベータ株式会社静岡支店	R2. 4. 1	2, 422, 200	本業務委託は、昇降機設備業者による遠隔操作システムを使用することで、24時間監視と自動点検による予防保全が可能であるが、こらは設備設置業者が開発した独自技術によるものである。そのため、効率的な点検を実施できるよう機器設置メーカーへ随意契約とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部南土木整備事務所 (電話：053 - 457 - 1018)
242	令和2年度浜松市デジタル・スマートシティ構想策定及び官民連携プラットフォーム運営支援業務	株式会社日本総合研究所	R2. 5. 29	11, 000, 000	Society5.0社会に向けスマートシティの取組が国・地方公共団体・民間企業で進められているが、先進的な取り組みであることから、本市登録業者に限らず構想策定等に必要なノウハウ・実績・企画力を持つ事業者からの提案を公平に幅広く受け付けるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜松市デジタル・スマートシティ推進事業本部 (電話：053-457-2454)
243	令和2年度浜松版MaaS構想策定支援業務	株式会社博報堂	R2. 5. 29	3, 960, 000	MaaSについては、各地域で調査研究や実証実験が進められているが、先進的な取り組みであり、都市のMaaSに関する政策を構想として取り纏めた国内事例が見当たらない。本市登録業者に限らず、構想策定に必要なノウハウ・企画力を持つ事業者からの提案を公平に幅広く受け付けるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜松市デジタル・スマートシティ推進事業本部 (電話：053-457-2454)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
244	令和2年度浜松市デジタル・マーケティング戦略策定業務	株式会社キネッソジャパン	R2. 6. 30	3, 000, 000	デジタル・マーケティングについては、先進的な取り組みであるとともに、急激に進むデジタルシフトに的確に対応する必要があることから、本市登録業者に限らず、戦略策定等に必要ノウハウ・実績・企画力を持つ事業者からの提案を公平に幅広く受け付けるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜松市デジタル・スマートシティ推進事業本部 (電話：053-457-2454)
245	浜松市口座振替データ伝送業務	株式会社静岡銀行	R2. 4. 1	2, 596, 000	本業務は、伝送のための浜松市専用システムを使用している。その開発及び運用を(株)静岡銀行の子会社である静銀ITソリューション(株)※がしているが、販売及び契約は(株)静岡銀行のみが取り扱っているため、(株)静岡銀行との随意契約とする。 ※銀行法施行規則第17条の3に定められた子会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	会計管理者 会計課 (電話：053-457-2181)
246	令和2年度浜松市消防庁舎自家用電気工作物保安管理業務	一般財団法人中部電気保安協会 浜松営業所	R2. 4. 1	2, 737, 680	消防業務の支障をきたさないよう、市内の各地に支店を有し、24時間体制で迅速かつ的確に対応できる者は一般財団法人中部電気保安協会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	消防局消防総務課 (電話：053-475-7524)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
247	浜松市しもあたご放課後子供教室推進事業業務	下阿多古地区社会福祉協議会	R2. 4. 1	1, 937, 881	本事業は、放課後児童会未開設地域において、地域住民の参画を得て事業の実施が可能な団体に業務を委託するものである。当該地域において事業実施が可能な団体を調査した結果、当該団体以外に実施可能な団体が存在しないこと、当該団体は平成28年度から同事業を受託し、事業の目的を達する十分な実績もあることから、契約方法を随意契約(1者特命)とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 教育総務課 (電話: 053-457-2406)
248	浜松市あたご放課後子供教室推進事業業務	あたご放課後子ども教室	R2. 4. 1	1, 512, 560	本事業は、放課後児童会未開設地域において、地域住民の参画を得て事業の実施が可能な団体に業務を委託するものである。当該地域において事業実施が可能な団体を調査した結果、当該団体以外に実施可能な団体が存在しないこと、当該団体は平成26年度から同事業を受託し、事業の目的を達する十分な実績もあることから、契約方法を随意契約(1者特命)とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 教育総務課 (電話: 053-457-2406)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
249	浜松市水窪放課後子供教室推進事業業務	特定非営利活動法人まちづくりネットワーク W I L L	R2. 4. 1	2, 743, 400	本事業は、放課後児童会未開設地域において、地域住民の参画を得て事業の実施が可能な団体に業務を委託するものである。当該地域において事業実施が可能な団体を調査した結果、当該団体以外に実施可能な団体が存在しないこと、当該団体は平成25年度から同事業を受託し、事業の目的を達する十分な実績もあることから、契約方法を随意契約（1者特命）とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 教育総務課 （電話：053-457-2406）
250	浜松市浦川放課後子供教室推進事業業務	浦川子供教室	R2. 4. 1	1, 841, 807	本事業は、放課後児童会未開設地域において、地域住民の参画を得て事業の実施が可能な団体に業務を委託するものである。当該地域において事業実施が可能な団体を調査した結果、当該団体以外に実施可能な団体が存在しないこと、当該団体は令和元年度に同事業を受託し、事業の目的を達する実績もあることから、契約方法を随意契約（1者特命）とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 教育総務課 （電話：053-457-2406）
251	浜松市はるの放課後子供教室（気田地区）推進事業業務	S u n S u n クラブ	R2. 4. 1	2, 081, 999	本事業は、放課後児童会未開設地域において、地域住民の参画を得て事業の実施が可能な団体に業務を委託するものである。当該地域において事業実施が可能な団体を調査した結果、当該団体以外に実施可能な団体が存在しないこと、当該団体は平成28年度から同事業を受託し、事業の目的を達する十分な実績もあることから、契約方法を随意契約（1者特命）とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 教育総務課 （電話：053-457-2406）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
252	浜松市はるの放課後子供教室(犬居地区) 推進事業業務	S u n S u n クラブ	R2. 4. 1	1, 932, 569	本事業は、放課後児童会未開設地域において、地域住民の参画を得て事業の実施が可能な団体に業務を委託するものである。当該地域において事業実施が可能な団体を調査した結果、当該団体以外に実施可能な団体が存在しないこと、当該団体は平成27年度から同事業を受託し、事業の目的を達する十分な実績もあることから、契約方法を随意契約(1者特命)とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 教育総務課 (電話: 053-457-2406)
253	浜松市奥山放課後子供教室推進事業業務	奥山の子を育てる会	R2. 4. 1	2, 970, 000	本事業は、放課後児童会未開設地域において、地域住民の参画を得て事業の実施が可能な団体に業務を委託するものである。当該地域において事業実施が可能な団体を調査した結果、当該団体以外に実施可能な団体が存在しないこと、当該団体は令和元年度に月1回程度、奥山小学校で当該事業に類似したボランティア活動を実施してきており、事業の目的を達する十分な実績があることから、契約方法を随意契約(1者特命)とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 教育総務課 (電話: 053-457-2406)
254	浜松市伊平放課後子供教室推進事業業務	いーら・みなくる	R2. 4. 1	3, 396, 800	本事業は、中山間地域において、地域住民の参画を得て事業の実施が可能な団体に業務を委託するものである。当該地域において事業実施が可能な団体を調査した結果、当該団体以外に実施可能な団体が存在しないこと、当該団体は令和元年10月に設立し、住民からの要望を受け、独自に当該事業に類似する活動を実施してきており、事業の目的を達する十分な実績があることから、契約方法を随意契約(1者特命)とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 教育総務課 (電話: 053-457-2406)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
255	(一括)令和2年度 浜松市天竜区天竜地域通学バス校(園)外学習運行管理業務	遠鉄アシスト株式会社	R2. 4. 6	1,316,700	天竜区天竜地域通学バス運行管理業務の受託者である遠鉄アシスト(株)は、当委託業務に使用する車両の運行管理を行っており、各日の登下校便の運行時刻を把握していることから、校外学習を含め総合的に運行管理が可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 教育総務課 (電話：053-457-2406)
256	令和2年度 浜松市教育ネットワークグループウェア及び校務支援統合サーバ運用保守業務	スズキ教育ソフト株式会社	R2. 4. 1	13,024,000	現在稼働している浜松市教育ネットワークグループウェアおよび校務支援システムについては、スズキ教育ソフトが設計・構築等を行った。既存システムの運用保守は構築を行った同社でなければ行えないため、同社を一者特命で指名する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 (電話：053-457-2403)
257	令和2年度 浜松市小中学校図書管理システム運用保守業務	株式会社内田洋行 営業統括グループ	R2. 4. 1	15,195,840	運用保守対象の学校図書管理システムは、株式会社内田洋行が設計・構築等を行った。同システムの運用保守は構築を行った同社でなければ行えないため、同社を一者特命で指名する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 (電話：053-457-2403)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
258	浜松市小中学校学習クラウドプラットフォーム構築業務	遠鉄システムサービス株式会社	R2. 5. 7	12, 082, 400	学習クラウドプラットフォームを運用するにあたり、各小中学校に整備済みの指導者用タブレット端末を教員向け端末機器として活用する必要があり、端末への設定等変更作業が必要となる。 既存機器の保守業者である遠鉄システムサービスしか設定変更が行えないため、同社を一者特命で指名する。 また、新型コロナウイルスによる休校対応のため緊急に本業務を行う必要があり、競争入札に附することができないため随意契約を行う。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	学校教育部教育施設課 (電話：053-457-2403)
259	(一括) 令和2年度 小荷物専用昇降機点検業務 (相生小学校他)	日本オーチス・エレベータ株式会社 静岡支店	R2. 4. 1	2, 992, 000	当該昇降機は同社が製造した装置であり、昇降機の性能を良好に維持し安全で最適な運転状態を保持するためには構造を熟知している製造設置業者以外では、緊急時に即時対応(部品調達等)ができず、学校教育に支障をきたすおそれがあるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 (電話：053-457-2403)
260	浜松市教員採用等案内作成及び教員の魅力を伝えるイベント開催業務	株式会社 エイエイピー 浜松支店	R2. 5. 29	3, 322, 000	公募型プロポーザルによる調達により、最も優れた企画提案を行った当該業者を選定。見積もり合わせを行い、委託業者として決定したもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教職員課 (電話：053-457-2408)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
261	令和2年度 教職員等ストレスチェック業務	株式会社 フジEAPセンター	R2. 5. 1	6, 531, 228	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務は、高い専門性を必要とし、各業者で独自のノウハウを有していることから、平成28年度に公募型プロポーザル方式により調達を行い、企画提案の内容を評価し採点した結果、当該業者を最適業者とした経緯あり。 ・当該業者は、高ストレス者に対する産業医の面接場所等、個人のプライバシーが守られ、教職員が面接を受けやすい環境が整っている。 ・令和2年度においても、事業に大幅な変更がなく、また経年変化の把握・分析、研修の継続的な実施が必要なため、当該業者との契約とする。 	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教職員課 (電話：053-457-2408)
262	浜松市立小学校訪問看護業務	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団	R2. 4. 1	13, 459, 600	<p>委託先については、医療的ケアを受ける児童及びその保護者と信頼関係を築き、学習や生活面での自立を促すよう学校と密に連携して支援を行うことが必要。</p> <p>上記を満たす委託先は、当該児童の体調管理を行っている訪問看護ステーションしかなく、その性質又は目的が競争入札に適さないこと、学校の日課に合わせた毎日5、6時間程度の訪問看護業務を受けられる事業所がほかにないことから随意契約(一者特命)とする。</p> <p>学校における医療的ケアを熟知し対象児童が通う診療所の訪問看護ステーションを選定した。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課 (電話：053-457-2428)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
263	浜松市立小学校訪問看護業務	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団	R2. 6. 1	8, 508, 390	<p>委託先については、医療的ケアを受ける児童及びその保護者と信頼関係を築き、学習や生活面での自立を促すよう学校と密に連携して支援を行うことが必要。</p> <p>上記を満たす委託先は、当該児童の体調管理を行っている訪問看護ステーションしかなく、その性質又は目的が競争入札に適さないことから随意契約(一者特命)とする。</p> <p>学校における医療的ケアを熟知し対象児童が通う診療所の訪問看護ステーションを選定した。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課 (電話: 053-457-2428)
264	オリパラ教育地域拠点推進事業業務委託	オリパラ教育浜松市内大学連携協議会	R2. 6. 1	3, 284, 000	<p>本市は、市と市内各大学との相互協力及び連携に関する協定を結んでおり、各大学が子供たちの豊かな成長の支援に参画する土壌がある。また、本事業は全国中核拠点の大学との連携で実施していくことが求められているものである。本市においても、子供たちにとって価値あるリソースの提供が可能な市内大学がそれぞれの大学の特徴を生かし連携してオリパラ教育を推進していくことが有効な手段である。市内には大学が複数あるが、本事業の目的を達成するために、各大学間で連携し、実施可能な団体は「オリパラ教育浜松市内大学連携協議会」以外にない。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課 (電話: 053-457-2411)
265	動画等配信に係る教職員研修マニュアル作成業務	遠鉄システムサービス株式会社	R2. 5. 7	1, 914, 000	<p>Google社から認定された「Google Cloud Partner」および「Google Certified Educationレベル2」の資格を有している業者は県西部地域では遠鉄システムサービス(株)のみである。また、利用マニュアル内には説明資料として個人アカウントの一部が登場し、それらの個人情報を一括管理している遠鉄システムサービス(株)でしかマニュアルを作成できないため、同社を一者特命で指名する。</p> <p>新型コロナウイルスによる休校対応のため緊急に本業務を行う必要があるため、競争入札に附することができないため随意契約を行う。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	学校教育部教育センター (電話: 053-439-3120)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
266	教員免許状更新講習に係るDVD作成業務	東海電子印刷株式会社	R2. 6. 8	1, 700, 820	新型コロナウイルス感染拡大の影響により急遽必要となった業務であり、また、教員免許状更新講習のために納入遅延は許されない業務である。本市は本業務を設計したところ、本業務の発注が可能となる日（本業務に関する予算の確保日）に直ちに発注しても、業務を完了するために通常必要な履行期間を確保できないことが判明したため、緊急を要する案件として随意契約する。また、本市の照会に対し緊急対応が可能と回答したのは1者のみだったため特命とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	学校教育部教育センター （電話：053-439-3120）
267	浜松市水道料金等調定システム保守業務	日本電気株式会社浜松支店	R2. 4. 1	12, 621, 070	浜松市水道料金等調定システムを開発し、著作権を有する事業者でなければ対応できないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部お客さまサービス課 （電話：053-474-7812）
268	浜松市浄化槽管理台帳システム保守業務	株式会社フジヤマ	R2. 4. 1	1, 364, 000	浜松市浄化槽管理台帳システムを開発し、著作権を有する事業者でなければ対応できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	上下水道部お客さまサービス課 （電話：053-474-7812）
269	令和2年度 休日及び夜間修繕待機業務（住吉）	浜松上下水道協同組合	R2. 4. 1	7, 442, 270	休日、夜間に係る修繕業務に対し、迅速かつ広域的に緊急対応するためには、指定工事業者で構成されている浜松上下水道協同組合以外は対応できないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部水道工事課 （電話：053-474-7911）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
270	令和2年度 水道地情報管理システムデータ更新業務	株式会社管総研東京支店	R2. 4. 1	5,940,000	データ更新後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、プログラムの開発・製造業者である(株)管総研以外ではできないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部水道工事課 (電話：053-474-7411)
271	令和2年度 水道地情報管理システムソフトウェア保守管理業務	株式会社管総研東京支店	R2. 4. 1	3,993,000	本業務は、システムに障害が生じた場合の対応や機器環境の変更に伴う調整及びデータのバックアップを行なう業務であり、システムの著作権を有する(株)管総研でなければ対応することができない。 以上のことから(株)管総研東京支店と随意契約をするものです。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部水道工事課 (電話：053-474-7411)
272	浜松市下水道情報総合管理システム保守業務	株式会社フジヤマ	R2. 4. 1	1,540,000	浜松市下水道情報総合管理システム及び窓口用タッチパネルシステムの保守・改修・データ入力後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者である株式会社フジヤマ以外ではできないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部 下水道工事課 (電話：053-474-7514)
273	令和2年度 ガスクロマトグラフ質量分析装置等保守点検業務	東海理機株式会社浜松営業所	R2. 4. 1	4,917,000	装置の運用の安全性、信頼性を維持するためには、製造業者である株式会社島津製作所が指定する代理店以外ではできないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部浄水課 (電話：053-436-1307)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
274	令和2年度 原委第5号 大原浄水場外計装機器保守点検業務	株式会社日立製作所浜松支店	R2.4.1	4,730,000	本施設の計装機器は、市民生活や日常運転に影響なく安定稼働させるため、高い安全性、信頼性が要求される。また、当該機器は、株式会社日立製作所が構築・設計したもので、製作にあたっては業者独自方法にてシステムなどが構築されており、保守点検作業時には、制作時の同一手法が必要となることから、株式会社日立製作所浜松支店と随意契約（一者特命）としたい。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部浄水課 (電話：053-436-1307)
275	令和2年度 原委第7号 常光浄水場外電気設備計装機器保守点検業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社静岡支社	R2.4.1	6,490,000	本施設の電気設備・計装機器は、市民生活や日常運転に影響なく安定稼働させるため、重要かつ高い信頼性が要求される。また、当該設備は、三菱電機株式会社が構築・設計したもので、製作にあたっては業者独自方法にてシステムなどが構築されており、保守点検作業時には、制作時の同一手法が必要となることから、本設備の製作会社より保守点検業務を移管されている、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社静岡支社と随意契約（一者特命）としたい。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部浄水課 (電話：053-436-1307)
276	令和2年度原委第13号大原浄水場外緊急遮断弁点検業務	株式会社前澤エンジニアリングサービス静岡出張所	R2.6.1	3,850,000	保守における運用の安全性・信頼性を維持するためには、開発・製造業者（代理店等、開発・製造業者が指定する者を含む）以外ではできないため、株式会社前澤エンジニアリングサービス静岡出張所との一者特命とする。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部浄水課 (電話：053-436-1307)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
277	令和2年度 委託第17号 中部浄化センター焼却灰運搬業務	東海運株式会社 東京 陸運事業部	R2. 4. 1	4, 521, 000	浜松市(または静岡県)及び指定の処分場所在地の産業廃棄物収集運搬業許可証(産業廃棄物の種類:ばいじん)を有し、中部浄化センターの焼却灰の搬出形態に対応でき、かつ、再資源化処分が可能な産業廃棄物処理場に適合する粉粒体運搬車両を所有する唯一の入札参加資格登録業者であるため一者特命とする。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部 下水道施設課 (電話:053-441-3631)
278	令和2年度 委託第18号 中部浄化センター焼却灰処分業務	太平洋セメント株式会社 環境事業部	R2. 4. 1	5, 280, 000	浜松市に入札参加資格登録されている産業廃棄物処分業許可証(産業廃棄物の種類:ばいじん)を有する業者のうち、中部浄化センターの汚泥焼却炉から発生する焼却灰を適正に処分かつ再資源化するための手法として、セメント原料化が可能な唯一の登録業者であるため一者特命とする。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部 下水道施設課 (電話:053-441-3631)
279	令和2年度における浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業モニタリング業務にかかる技術的援助に関する年度協定	地方共同法人日本下水道事業団	R2. 4. 1	23, 650, 000	浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業(西遠コンセッション)の第三者モニタリング(履行監視)機関として、経営、改築及び維持管理の各事業について市によるモニタリングと同じ視点で客観的かつ専門的な確認及び助言を行うことに対応できる下水道事業に関する団体がほかにはないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部下水道施設課 (電話:053-441-3631)
280	令和2年度 委託第9号 中部浄化センター計装設備及び運転管理システム保守点検業務	株式会社日立製作所 浜松支店	R2. 4. 1	18, 645, 000	当該設備は、(株)日立製作所が設計・施工したもので、メーカー独自のシステムが構築されており、保守点検業務にはシステムを構築したメーカーの知識・技術を必要とするため、1者特命とした。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部下水道施設課 (電話:053-441-3631)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
281	令和2年度 委託第11号 中部浄化センター下水処理計 装設備保守点検業務	メタウォーター株式会 社 静岡営業所	R2. 4. 1	2,695,000	当該設備は、メタウォーター㈱が設計・施工 したもので、メーカー独自のシステムが構築 されており、保守点検業務にはシステムを構築 したメーカーの知識・技術を必要とするため 1者特命とした。	地方公営企業法施 行令第21条の14第 1項第2号	上下水道部下水道施設課 (電話：053-441-3631)
282	令和2年度 休日及び夜間修 繕待機業務 (引佐地区)	細江町水道工事協同組 合	R2. 4. 1	7,612,550	修繕の迅速な対応と市民サービス向上のため、 年間を通して広域的なサービスを行なう には、一企業では困難である。業務内容を熟 知し、指定工事業者で構成されている同組合 以外では対応できないため。	地方公営企業法施 行令第21条の14第 1項第2号	上下水道部 北部上下水道課 (電話：053-525-6081)
283	令和2年度 休日及び夜間修 繕待機業務 (浜北区)	浜北上下水道協同組合	R2. 4. 1	5,506,050	修繕の迅速な対応と市民サービス向上のため、 年間を通して広域的なサービスを行なう には、一企業では困難である。業務内容を熟 知し、指定工事業者で構成されている同組合 以外では対応できないため。	地方公営企業法施 行令第21条の14第 1項第2号	上下水道部 北部上下水道課 (電話：053-525-6081)
284	令和2年度 水道施設遠方監 視設備点検業務	シンク・エンジニアリ ング株式会社 開発本 部	R2. 4. 15	3,025,000	遠方監視装置は、シンク・エンジニアリング 株式会社で開発された独自のソフトや設備を 使用していることから、ソフトの解析や性能 維持に係る点検は、同社でのみ可能であるた め。	地方公営企業法施 行令第21条の14第 1項第2号	上下水道部 北部上下水道課 (電話：053-525-6081)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
285	令和2年度 小林配水場外8施設計装設備点検業務	誠興電機株式会社	R2. 4. 15	1,760,000	当該施設の計装設備は、誠興電機株式会社でプログラムされたPLC装置等により制御されており、設備・システム間の性能、安定稼動を維持し、円滑に動作させることは同社でのみ可能であるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部 北部上下水道課 (電話：053-525-6081)
286	令和2年度 寺島配水場外6施設緊急遮断弁点検業務	株式会社クボタ建設 東京支社 京葉事業所	R2. 6. 18	1,177,000	緊急遮断弁に必要な特別な技術、装備・部品、調達ルート等が必要であり、同社でのみ可能であるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部 北部上下水道課 (電話：053-525-6081)
287	令和2年度 休日及び夜間修繕待機業務 (天竜区)	天竜北遠上下水道協同組合	R2. 4. 1	6,983,790	修繕の迅速な対応と市民サービスの向上のため、年間を通して広域的なサービスを行なうには、一企業では困難であり、内容を熟知し、指定工事業者で構成されている天竜北遠上下水道協同組合以外では対応できないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 (電話：053-922-0035)
288	令和2年度 天竜区内水道施設管理業務	天竜北遠上下水道協同組合	R2. 4. 1	36,795,000	施設管理には、各施設の仕組みを把握し事故等の発生時も迅速な対応が求められるため、長年施設管理に携わり地理にも精通した天竜北遠上下水道協同組合を選定した。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 (電話：053-922-0035)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
289	令和2年度 都田地区農業集落排水処理施設 汚泥運搬業務	一般財団法人浜松市清掃公社	R2.4.1	3,088,800	農業集落排水処理施設から発生する汚泥の収集運搬については、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要である。都田地区農業集落排水処理施設がある処理区を収集地域とする許可業者は、一般財団法人浜松市清掃公社1社のため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 (電話：053-922-0038)
290	令和2年度 上市場農業集落排水処理施設 汚泥運搬業務	株式会社ハマエイ	R2.4.1	1,584,000	農業集落排水処理施設から発生する汚泥の収集運搬については、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要である。上市場農業集落排水処理施設がある処理区を収集地域とする許可業者は、株式会社ハマエイ1社のため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 (電話：053-922-0038)
291	令和2年度 両島・落合石神農業集落排水処理施設 汚泥運搬業務	株式会社ハマエイ	R2.4.1	5,676,000	農業集落排水処理施設から発生する汚泥の収集運搬については、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要である。両島及び落合石神農業集落排水処理施設がある処理区を収集地域とする許可業者は、株式会社ハマエイ1社のため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 (電話：053-922-0038)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
292	浜松市子供の貧困対策コーディネーター事業	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R2. 4. 1	4,714,600	<p>浜松市社会福祉協議会に対し、平成29年度よりコーディネーター業務及び学習支援5会場の運営を委託してきた。</p> <p>子供への支援に関する本事業全体の調整役となるコーディネーター業務においては、本事業の目的である「地域で子どもを支える」体制づくりの推進にあたり、地域福祉推進の中核的な役割として設置されている本法人が有する地域福祉のネットワークを活用することで3年間の業務委託で築いたネットワークのさらなる強化や把握した課題の解決に向けてより継続的に業務を展開することが可能である。</p> <p>また、これまで運営してきた学習支援5会場を引き続き令和2年度以降も浜松市学習支援事業として同法人へ業務委託し実務も合わせて行っていくなかで、子供への支援に関して現状を全域的に把握しながらより効果的にコーディネーター業務を進めることができる。</p> <p>これまでの本事業へのネットワーク構築にあたり継続的な関わりできる法人は浜松市域において他にはないため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
293	浜松市退所児童等アフターケア事業	社会福祉法人葵会(清明寮)	R2. 4. 1	4,070,000	<p>児童養護施設等からの退所を控えた児童、又は、既に退所した児童等のために、入所中から退所後を通じて情報提供、研修、個別の相談等を行い、児童等が就労、学業を継続し、安定して生活できるように継続的支援を行うための専属的に人員配置を整えることが現在可能なのは本法人のみであるため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
294	児童養護施設の実家的機能による自立支援事業	社会福祉法人葵会（清明寮） 社会福祉法人葵会（すみれ寮） 社会福祉法人和光会	R2. 4. 1	1, 221, 500	児童養護施設を退所した後、自立生活の維持が困難になった者について、保護者等親族に代わり、施設内に生活拠点を提供し、再自立に向けた相談支援を行う事業であるため、これまで在籍していた児童養護施設の職員が支援にあたる必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2793）
295	児童養護施設等の職員人材確保事業	社会福祉法人葵会（清明寮） 社会福祉法人葵会（すみれ寮） 社会福祉法人和光会 社会福祉法人遠淡海会 社会福祉法人浜松母子福祉苑	R2. 4. 1	1, 986, 242	社会的養護に携わる人材を確保する国の補助事業を活用して、児童養護施設等を運営する法人が、実習生を受け入れた際の指導の充実や実習生の就職促進を行うものであるため、市内で対象施設を運営している4法人（5施設）と随意契約を締結する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2793）
296	浜松市子育て情報サイト管理運営事業	特定非営利活動法人 はままつ子育てネットワークぴっぴ	R2. 4. 1	9, 653, 600	本事業は、平成21～30年度子育て情報センター指定管理事業として実施してきた。31年度の事業見直しの中で、別途委託業務で行うこととしたが、今回の指名業者は、子育て情報センターの指定管理者として、過去10年間本事業に携わっており、安定した管理運営を行える体制を有している。 また、本サイトは広く市民に周知・活用されており、引き続き利便性・有益性の向上に努めなければならないが、行政との連携や民間情報の収集などの点において、豊富なネットワークを活用した運営ノウハウを有する今回指名業者に随意契約で事業委託することが、最も効果的に事業を実施することができると思われる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2793）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
297	はままつ子育てガイド発行事業	特定非営利活動法人 はままつ子育てネット ワークぴっぴ	R2. 4. 1	1, 388, 200	子育てガイドの作成については、浜松市子育て情報サイトのアクセス状況等を分析し、子育て中の保護者等が求めているサイト情報を抜粋・活用し、冊子化している。そのため、冊子の作成に必要な情報を有している、子育て情報サイトの委託者である指名業者以外、効果的に事業を実施するところは、他にはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
298	児童家庭支援センター設置運営事業業務委託	特定非営利活動法人 しずおか・子ども家庭 プラットフォーム	R2. 4. 1	10, 007, 000	NPO法人しずおか・子どもプラットフォームは、児童相談所を補完し、相談支援をはじめとする子育て支援を幅広く行う、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条の2第1項に基づく児童家庭支援センターを運営することを目的として設立されており、本業務委託仕様書第1章の4（1）～（5）に規定する業務に対し専門的な知識及び技術をもって遂行できる人材を備えている。業務を遂行するために必要となる専属的な人員を備えている法人がNPO法人しずおか・子どもプラットフォームの他にないため、一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
299	行政連絡業務委託	中区自治会連合会	R2. 4. 1	106, 080, 960	これまで、市民への広報はまつ、議会だより等文書の配布・回覧、簡易な調査などの業務について、浜松市と「中区自治会連合会」との間で業務委託契約を締結し、処理してきた。地域に密着した住民組織である「中区自治会連合会」は、地域の実情に精通し、これまでも業務を円滑に処理してきた実績と迅速性、正確性からも他に代わるものがない。また、回覧や配布の過程で、隣人同士のふれあいなど、地域コミュニティの維持、形成にも寄与することのできる団体は、地域に密着した住民組織である「中区自治会連合会」のほかにはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中区区振興課 (電話：053-457-2210)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
300	令和2年度 浜松市犀ヶ崖資料館維持管理運営業務	浜松観光ボランティアガイドの会	R2. 4. 1	6,000,000	当業務では、単に資料館の維持管理を行うだけでなく、三方ヶ原の合戦や遠州大念仏などの郷土の歴史や文化について来場者に説明・案内することが、最も重要な業務となる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中区 まちづくり推進課 (電話：053-457-2779)
301	浜松市地域包括支援センター運営事業	医療法人社団あずま会 他3法人	R2. 4. 1	203,740,000	本事業は地域における包括的かつ継続的なケアマネジメントの体制を構築するために地域包括支援センターを設置し、総合的な相談及び支援、権利擁護のための援助、包括的かつ継続的なケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント等を実施することを目的とする。このような対応が可能な事業者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中区 長寿保険課 (電話：053-457-2062)
302	令和2年度 浜松市高齢者住宅等生活援助員派遣事業業務	社会福祉法人慈悲庵	R2. 4. 1	1,071,200	選定した業者は、シルバーハウジング・プロジェクトで建設された板屋町高齢者向け優良賃貸住宅を運営しており、同じ建物内において高齢者相談センター、通所介護事業を実施しているため、本業務における24時間対応や、緊急時の迅速な対応が可能である。このような対応が可能な事業者は他にないため、特命により指名するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中区 長寿保険課 (電話：053-457-2062)
303	浜松市生活支援ハウス運営事業	社会福祉法人聖隷福祉事業団	R2. 4. 1	6,506,000	本事業は高齢者に対して、介護支援機能や住居機能、交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。このような対応が可能な事業者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中区 長寿保険課 (電話：053-457-2062)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
304	浜松市高齢者あんしん一時宿泊事業（短期宿泊事業）業務	社会福祉法人浜松仏教養護院 他7法人	R2. 4. 1	6, 517, 000	本事業は緊急に保護を必要とする高齢者の保護または環境的理由や経済的理由などにより在宅生活が困難な高齢者の施設入所が必要となったとき、入所または在宅生活に戻るまでの一定期間、一時的な滞在場所を確保・提供することにより、日常生活に対する支援を行うもの。このような対応が可能な事業者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中区 長寿保険課 (電話：053-457-2062)
305	令和2年度浜松市東区俳句の里づくり事業業務	誠和企画株式会社	R2. 5. 26	3, 542, 990	本業務は、実行委員会運営補助や俳句大会、俳句啓発イベントの企画運営等、多様かつ総合的なコンサルティングが必要な業務であることから、指名型プロポーザル方式によって参加者を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	東区 区振興課 (電話：053-424-0115)
306	令和2年度東区行政連絡業務	東区自治会連合会	R2. 4. 1	48, 804, 480	地域に密着した住民組織である東区自治会連合会は、地域の実情に精通し、業務を円滑に処理してきている実績と、迅速性、正確性、信頼性からも他に代わるものはないため。 また、住民組織へ委託することにより、回覧や配布の過程での隣人同士のふれあいなど、地域のコミュニティの維持、形成にも寄与するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	東区 区民生活課 (電話：053-424-0164)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
307	令和2年度浜松市生活支援ハウス運営事業業務	社会福祉法人八生会	R2. 4. 1	8,780,000	適切な事業運営が確保出来る専用の居室施設を保有し、かつ高齢者の健康管理、生活指導ができる社会福祉法人は生活支援ハウスあんしんの里を有する社会福祉法人八生会の他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	東区 長寿保険課 (電話：053-424-0186)
308	令和2年度浜松市地域包括支援センター運営事業	医療法人社団岡崎会他、2者	R2. 4. 1	108,504,000	地域包括支援センター運営業務は、適切、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することが出来ない。指名業者は浜松市地域包括支援センター運営協議会で委託の承認を受けた法人であり、他の法人は受託することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	東区 長寿保険課 (電話：053-424-0186)
309	令和2年度浜松市高齢者あんしん一時宿泊事業（短期宿泊事業）業務	社会福祉法人八生会外6者	R2. 4. 1	5,236,000	本業務は、特別養護老人ホーム等の空きベッドを利用して行なう事業であり、「浜松市高齢者あんしん一時宿泊事業実施要綱」において、特別養護老人ホーム等の宿泊系老人福祉施設において実施することが規定されている。事業の実施上、東区内の全ての特別養護老人ホーム、生活支援ハウスを運営する社会福祉法人と契約を締結しておく必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	東区 長寿保険課 (電話：053-424-0186)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
310	令和2年度行政連絡業務	西区自治会連合会	R2. 4. 1	36,864,960	<p>地域に密着した住民組織である「西区自治会連合会」は、地域の実情に精通し、これまでも業務を円滑に処理してきた実績があり、迅速性、正確性、経済性の面からも他に代わるものはない。</p> <p>また、住民組織へ委託することにより配布や回覧の過程での隣人同士のふれあいなど、地域コミュニティの維持・形成にも寄与するため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区 区振興課 (電話：053-597-1112)
311	令和2年度浜松市弁天島海浜公園管理運営業務	舞阪町観光協会	R2. 4. 1	17,240,300	<p>①舞阪町観光協会は、旧舞阪町時代から弁天島海浜公園で観光案内を行いながら、公園施設の適切な管理運営やサービス向上に意欲的に取り組み、日常的に公園の隅々まで状況を把握できる団体であるため。</p> <p>②公園や地域の観光情報をSNS等を通じて発信するとともに、主要業務の自転車ターミナル運営業務において、利用者(観光客)に地域の観光地はじめ、浜名湖周辺の観光情報を提供できる団体であるため。</p> <p>③海水浴運営において、地元観光協会として公園周辺の干満による潮の流れの変化や特有の地形状況にあ精通し、緊急時にも地元漁業関係者等と常に密接な連携で対応できる団体であるため。</p> <p>④「浜名湖弁天島地域活性化協議会」の要となる事務局として、地元や関係団体と連携しながら公園管理運営できる団体であるため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区まちづくり推進課 (電話：053-597-1117)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
312	令和2年度浜松市和地協働センター運営及び講座等開催業務	一般社団法人和地地区コミュニティ協議会	R2. 4. 1	6,511,000	<p>本事業は、浜松市和地協働センターを地域活動の拠点として、更なる利用促進と、それによる地域コミュニティの活性化を目的とするものであり、地域を熟知している地域団体に運営を委ねることが前提である。</p> <p>当該団体は、自治会をはじめ各種団体や住民が協力して立ち上げた「和地地区コミュニティ協議会」を基に、平成29年11月21日に一般社団法人化した組織である。市が3年間実施した地区コミュニティ振興モデル事業の実施主体としての実績と、平成30年度と平成31年度の2年間にわたり和地協働センターの運営業務と講座開催業務を受託し、大きなトラブルなく運営した実績がある。以上のことから、本事業の効果を高めることができる受託者として最適であり、また、地域内に本業務を遂行できる団体は他に無いため、特命とした。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区まちづくり推進課 (電話：053-597-1117)
313	令和2年度浜松市舘山寺ターミナル施設管理運営業務	舘山寺温泉観光協会	R2. 4. 1	1,514,700	舘山寺ターミナル施設の利用者は、観光客が主であり、観光案内が必須である。そのため、同施設内に観光案内所を無休で運営している舘山寺温泉観光協会に委託することが妥当である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区まちづくり推進課 (電話：053-597-1117)
314	令和2年度浜松市舞阪表浜駐車場管理システム機器保守点検及び使用料徴収業務	ユニヴァーサル商事株式会社	R2. 4. 1	2,442,000	ユニヴァーサル商事(株)は、浜松市舞阪駐車場管理システム機器賃貸借契約先であるため、機器の内部を保守点検できるのは、ユニヴァーサル商事(株)だけである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区まちづくり推進課 (電話：053-597-1117)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
315	令和2年度浜松市弁天島海浜公園駐車場管理システム機器保守点検及び使用料徴収業務	ユニヴァーサル商事株式会社	R2. 4. 1	3, 280, 000	ユニヴァーサル商事㈱は、浜松市舞阪駐車場管理システム機器賃貸借契約先であるため、機器の内部を保守点検できるのは、ユニヴァーサル商事㈱だけである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区まちづくり推進課 (電話：053-597-1117)
316	令和2年度浜松市弁天島駅前観光案内所管理運営業務	舞阪町観光協会	R2. 4. 1	2, 325, 950	弁天島駅周辺の観光施設や宿泊施設の空き状況などを常に把握し、最新の情報を観光客に提供できるのは、舞阪町観光協会だけである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区まちづくり推進課 (電話：053-597-1117)
317	令和2年度館山寺西海岸清掃業務	館山寺温泉観光協会	R2. 6. 1	4, 004, 000	海岸には、日常的に漂着物が流れ着き、特に大雨や荒天の風水害後は漂着物が大量に流れ着く状況がある。 ①地元に拠点を置き、常に海岸の状況を把握し、観光資源の保全に努めている館山寺温泉観光協会へ委託することによって、迅速かつ円滑に対応することができる。 ②地域の意見や要望を集約する窓口としての役割が期待でき、地域と連携した自然環境の保全に係る普及活動を推進できる。 以上のことから、地域の意見集約を図り、館山寺西海岸の美観を保てるのは館山寺温泉観光協会だけである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区まちづくり推進課 (電話：053-597-1117)
318	令和2年度浜松市高齢者元気はつらつ教室事業	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R2. 4. 1	7, 650, 000	虚弱高齢者の介護や支援についてのノウハウと豊富な経験を持つ人材を有し、事業実施体制も確立されており、地域における認知度・信頼も高く、安定的かつ適正に実施できる事業者が他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区長寿保険課 (電話：053-597-1164)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
319	令和2年度浜松市地域包括支援センター運営事業(大平台)	社会福祉法人 三幸会	R2. 4. 1	30,965,900	虚弱高齢者等の処遇について精通しており、事業実施体制も確立している法人へ委託することでより効率的かつ効果的に事業をすすめることができる。地域包括支援センター運営協議会の承認を得た法人へ委託するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区長寿保険課 (電話053-597-1164)
320	令和2年度浜松市地域包括支援センター運営事業(和地)	社会福祉法人 慶成会	R2. 4. 1	30,965,900	虚弱高齢者等の処遇について精通しており、事業実施体制も確立している法人へ委託することでより効率的かつ効果的に事業をすすめることができる。地域包括支援センター運営協議会の承認を得た法人へ委託するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区長寿保険課 (電話053-597-1165)
321	令和2年度浜松市地域包括支援センター運営事業(雄踏)	医療法人社団 一穂会	R2. 4. 1	36,165,900	虚弱高齢者等の処遇について精通しており、事業実施体制も確立している法人へ委託することでより効率的かつ効果的に事業をすすめることができる。地域包括支援センター運営協議会の承認を得た法人へ委託するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区長寿保険課 (電話053-597-1166)
322	令和2年度浜松市生活支援ハウス運営事業	社会福祉法人 三幸会	R2. 4. 1	6,581,300	生活支援ハウス「山崎」を保有している法人へ委託するものであり、他の事業者へ委託することは不可能である。なお、当該施設機能の有効的な活用について熟知し、より質の高い高齢者事業を行うことができる法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区長寿保険課 (電話053-597-1166)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
323	浜松市予防接種等業務	一般社団法人浜名医師会	R2. 4. 1	37, 598, 112	本業務は、医師資格を必要とする業務であることから、地域の安定的な接種環境を確保するため、雄踏地区及び舞阪地区の医療機関を統括する一般社団法人浜名医師会の一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区 健康づくり課 (電話：053-597-1120)
324	令和2年度 雄踏町・舞阪町休日在宅診療業務	一般社団法人浜名医師会	R2. 4. 1	6, 582, 400	本業務は、医師資格を必要とする業務であり、市民が日曜日及び祝日において、診療が必要な場合に医療機関に受診できるように、雄踏地区及び舞阪地区の医療機関を統括する一般社団法人浜名医師会の一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区 健康づくり課 (電話：053-597-1120)
325	令和2年度行政連絡業務	南区自治会連合会	R2. 4. 1	35, 595, 840	地域に密着した住民組織である「南区自治会連合会」は、地域の実情に精通し、これまでも業務を円滑に処理してきた実績と迅速性、正確性からも他に代わるものはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	南区区民生活課 (電話：053-425-1382)
326	令和2年度アカウミガメ保護業務	特定非営利活動法人サンクチュアリーエヌピーオー	R2. 4. 1	3, 232, 000	野生生物の保護は気温や海岸の状況などにあわせて臨機応変な対応が求められる。自然保護団体としてアカウミガメの生態等に精通し、アカウミガメの自然保護活動を行う傍ら、会独自で自然観察会や体験教室等子ども向けの活動を行い、これらのノウハウを活かした体験型プログラムの実施が期待でき、昭和62年以来、継続して市の事業委託を行い、その着実な実績をあげてきた。なお、浜松地域において同様の事業を実施することができる団体等は他に存在しない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	南区 区民生活課 (電話：053-425-1382)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
327	令和2年度浜松市高齢者住宅等生活援助員派遣業務	社会福祉法人三和会	R2. 4. 1	3,962,000	入札参加資格者名簿に登載があり、浜松市南区内の老人福祉施設等でデイサービス運営事業等を実施する事業者に対し、本業務の受託について意向調査を行った結果、業務を行う体制をとることが可能で、かつ受託希望がある事業者は指名した業者のみであった。平成29年度に浜松市内全域の事業者へ意向調査を行ったが、結果は同様である。また、同一の事業者が受託することにより、入居者との信頼関係を築くことができ、関係性を活かした継続的な支援ができるという利点がある。役務を提供できる事業者は他になく、継続的な事業の実施が入居者の安全かつ快適な在宅生活の支援につながる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	南区 長寿保険課 (電話：053-425-1542)
328	令和2年度浜松市高齢者あんしん一時宿泊事業(短期宿泊事業)業務	社会福祉法人三和会外5者	R2. 4. 1	2,182,000	この業務は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び老人短期入所施設を保有し、かつ高齢者の処遇に精通した社会福祉法人等でなければ、この業務を行うことができない。本市は当該事業の実施にあたり、それぞれの区に所在する、資格を有する事業者と契約することにより市内全体をカバーすることになっている。このため南区に所在する事業者を指定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	南区 長寿保険課 (電話：053-425-1543)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
329	令和2年度浜松市地域包括支援センター運営事業業務	医療法人社団和恵会外2者	R2.4.1	96,670,000	地域包括支援センター運営業務は、適正、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することが出来ない。南区の3か所の法人は、令和2年2月19日開催の浜松市地域包括支援センター運営協議会で委託の承認を受けた唯一の法人であり、他の法人は受託することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	南区 長寿保険課 (電話：053-425-1544)
330	(一括) 令和2年度浜松市本庁舎ほか12施設昇降機設備保守点検業務委託	東芝エレベータ株式会社 静岡支店	R2.4.1	13,556,400	本庁舎ほか12施設は東芝エレベータ(株)製の遠隔監視点検機能を備えた昇降機が設置されている。東芝エレベータ(株)を含め浜松市に登録されている他のエレベータ保守点検業者へ聞き取り調査を行った結果、現在の各施設のエレベータに取り付けられている遠隔監視装置は、東芝エレベータ(株)でしか保守点検ができない。また昇降機の事故等が発生した場合は人命に係る事から、機器の保守点検業務の責任の所在を明確にするため、製造元の東芝エレベータ(株)と随意契約とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	南区 長寿保険課 (電話：053-425-1545)
331	(一括) 浜松市教育委員会事務局等清掃・害虫駆除業務	ALSOKビルサービス株式会社	R2.4.1	1,674,682	指名業者はイーステージ浜松オフィス棟建物内に事務所を有し、同オフィス棟管理組合から共用部分の日常清掃・定期清掃業務を受託している。また、イーステージ浜松オフィス棟使用細則において、施設設備の管理の都合上、イーステージ浜松オフィス棟管理組合が指定する業者(共用部分の清掃業者)を契約の相手方とする事が想定されており、このような業者は指名業者以外にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 教育総務課 (電話：053-457-2401)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
332	(一括) 浜松市教育委員会事務局等警備業務	ALSOKビルサービス株式会社	R2. 4. 1	1, 029, 600	指名業者はイーステージ浜松オフィス棟建物内に事務所を有し、同オフィス棟管理組合から警備業務を受託している。建物全館における警備システムの連携による管理を実施し、確実に運用させることが不可欠であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 教育総務課 (電話: 053-457-2401)
333	令和2年度 浜松市奥浜名湖ツーリズムセンター運営業務	奥浜名湖観光協会	R2. 4. 1	2, 044, 000	奥浜名湖観光協会は、北区内の観光施設等の会員で構成され、地域内で緊密な連携のもと、観光振興事業を展開している。奥浜名湖地域の観光情報を収集し、観光案内や情報発信ができ、気賀駅に事務所があることで来訪者及び問合せに対して的確に案内をすることができる者が他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区 まちづくり推進課 (電話: 053-523-1114)
334	(一括) 令和2年度 浜松市北区引佐地域トイレ浄化槽清掃業務	東名興産株式会社	R2. 4. 1	1, 675, 190	浄化槽法第35条第1項の規定により許可を受けている業者であること。浜松市一般廃棄物処理実施計画において、北区のうち引佐地区の浄化槽清掃業者として指定されている唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区 まちづくり推進課 (電話: 053-523-1114)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
335	令和2年度 浜松市北区(細江・引佐・三ヶ日地域)放課後児童健全育成事業業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R2.4.1	55,353,000	放課後児童クラブは、合併前から各町の社会福祉協議会に事業を委託しており、社会福祉協議会が合併してからも事業を継続して委託している。放課後児童クラブの運営は、子どもの健全育成を図るノウハウ及び地域の実情についての理解が必須とされる専門性、在籍児童を最大6年間にわたって保護者及び小学校と連携して育成するという継続性、また健全育成に適切かつ有能な人材確保及び保護者が安心して利用できる環境づくりをはじめとする信頼性が求められていることから、令和2年度においてもこの事業の運営は、社会福祉法人浜松市社会福祉協議会以外に適切な業者がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区 社会福祉課 (電話:053-523-2893)
336	令和2年度浜松市地域包括支援センター細江運営事業業務	社会福祉法人聖隷福祉事業団	R2.4.1	47,030,000	地域包括支援センター運営業務は、適切、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。指名業者は運営協議会で委託の承認を受けた唯一の法人である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区長寿保険課 (電話:053-523-1144)
337	令和2年度浜松市地域包括支援センター三方原運営事業業務	社会福祉法人公友会	R2.4.1	35,690,000	地域包括支援センター運営業務は、適切、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。指名業者は運営協議会で委託の承認を受けた唯一の法人である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区長寿保険課 (電話:053-523-1144)
338	令和2年度浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R2.4.1	23,460,000	浜松市元気はつらつ教室事業実施要綱に基づき、「浜松市元気はつらつ教室事業者台帳」に記載された事業所に委託することになり、北区においては、台帳に登録されている事業所は1事業所のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区長寿保険課 (電話:053-523-1144)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
339	令和2年度 3歳児健康診査業務	一般社団法人 引佐郡医師会	R2.4.1	4,474,668	専門技術が必要であり、旧引佐地域の医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区健康づくり課 (電話:053-523-3121)
340	令和2年度 浜松市予防接種等業務	一般社団法人 引佐郡医師会	R2.4.1	36,743,758	当該業務は医師資格の必要な業務であることから、地域の安定的な接種環境を確保するため、旧引佐3町の予防接種可能な医療機関を統括することができる一般社団法人引佐郡医師会の一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区健康づくり課 (電話:053-523-3121)
341	令和2年度 浜松市北区救急診療業務	一般社団法人 引佐郡医師会	R2.4.1	11,690,250	当該業務は医師資格の必要な業務であることから、地域の安定的な医療環境を確保するため、引佐3町(細江町・引佐町・三ヶ日町)の医療機関を統括している一般社団法人引佐郡医師会の一者特命とする。なお、夜間救急を担当する聖隷三方原病院は、引佐郡医師会に加入済である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区健康づくり課 (電話:053-523-3121)
342	平成31年度浜松市診療所臨床検査業務	株式会社 エスアールエル	R2.4.1	2,720,980	採取した検査試料を冷凍保存する設備が診療所には無いため、採取日当日に検査試料を収集する必要があり、検査試料の有無を問わず、引佐鎮玉診療所、渋川出張診療所、伊平診療所の各診療所診療日の午後4時~午後4時30分までの間において、検査試料の回収作業が可能な業者が他に無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区健康づくり課 引佐鎮玉診療所 (電話:053-528-5800)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
343	令和2年度 浜北区役所等管理業務	株式会社なゆた浜北	R2. 4. 1	11, 586, 410	<p>なゆた浜北は複合施設であり、区役所の専用部分のみを切り離して業務を委託することは施設の管理上難しい。電気設備や空調設備等、制御する機械は区役所専用施設外にあり、日常の運転及び障害時の対応においても中央監視室をはじめとした(株)なゆた浜北との連携が不可欠である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(株)なゆた浜北は、「なゆた浜北管理規約」第30条で区分所有法に規定する管理者となっている。 ・「なゆた浜北管理規約」第20条で「専用部分である設備のうち共用部分と構造上一体となった部分の管理を共用部分の管理と一体として行う必要があるときは、管理者がこれを行うことができる。」と規定されている。 ・「なゆた・浜北」の施設管理は、設備担当者は8時から22時まで、警備担当者は18時から翌10時まで併せて24時間体制で地下1階の中央監視室で共用部分、専用部分等を集中管理している。 	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区 区振興課 (電話：053-585-1146)
344	令和2年度行政連絡業務	浜松市浜北区自治会連合会	R2. 4. 1	30, 698, 880	<p>広報等の文書を全世帯へ配布する方法として郵送が考えられるが、住民組織へ業務委託する現在の方法の方が安価である。また地域に密着した住民組織である「浜松市浜北区自治会連合会」は、自治会加入率が高く、地域の実情にも精通し、これまでも業務を円滑に処理してきている実績がある。さらに、住民組織へ委託することにより、回覧や配布の過程での隣人同士のふれあいなど、地域のコミュニティの形成や維持にも寄与することができるため、「浜北区自治会連合会」に委託することが総合的に優れていると判断した。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区 区振興課 (電話：053-585-1143)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
345	令和2年度浜北区スポーツ振興事業業務	公益財団法人浜松市体育協会	R2.4.1	1,943,999	地域体育大会やスポーツイベントを実施するためには、本事業に関する知識・経験とともに各地区とのネットワークを有し、開催時期、会場確保、実施種目及び内容の調整などが必要である。 (公財)浜松市体育協会は、市と両輪となって本市のスポーツ振興を図るとともに、浜北区に支部を持ち、支部内に各競技種目の部会を下部組織として構成しており、事業を効果的に展開・実施できる唯一の団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区 まちづくり推進課 (電話:053-585-1220)
346	令和2年度 浜松市籠玉協働センター及び浜松市中瀬協働センター昇降機設備保守点検業務	フジテック株式会社中部支社静岡支店	R2.4.1	1,491,600	各施設に設置された昇降機には、遠隔監視装置及び外部連絡装置が設置されている。これらの装置は、緊急時における昇降機の安全確保のための遠隔監視や、自動点検を行う設置業者独自のシステムで、設置業者以外では適切な保守管理が実施できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区 まちづくり推進課 (電話:053-586-6201)
347	(一括)令和2年度浜松市北浜南部協働センターほか14施設昇降機設備保守点検業務	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 中部支社静岡支店	R2.4.1	9,286,200	本業務委託は、昇降機設置業者による遠隔操作システムを使用することで、24時間監視と自動点検による予防保全が可能であるが、これは設備設置業者が開発した独自技術によるものである。そのため、効率的な点検を実施できるよう機器設置メーカーへ随意契約とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区 まちづくり推進課 (北浜南部協働センター) (電話:053-585-0510)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
348	令和2年度浜松市浜北区放課後児童健全育成事業運営業務	特定非営利活動法人学童保育はまきた	R2. 4. 1	125,000,000	特定非営利活動法人学童保育はまきたは、放課後児童クラブを運営するために旧浜北市内の放課後児童クラブの育成会の保護者が立ち上げた特定非営利活動法人である。当該事業の趣旨を理解し、旧浜北市からの継続性の中で、健全な運営ができる事業所は、特定非営利活動法人学童保育はまきた以外に受託できる事業所がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区 社会福祉課 (電話：053-585-1121)
349	令和2年度きじの里放課後児童クラブ運営業務	社会福祉法人峰栄会	R2. 4. 1	6,800,000	きじの里放課後児童クラブは、内野小学校の児童数増加による既存の放課後児童クラブの利用者増に対応するために、校区内で社会福祉施設を運営している社会福祉法人峰栄会が整備したクラブ室であり、運営上、他の事業者では履行することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区 社会福祉課 (電話：053-585-1121)
350	令和2年度みゅうのおか児童クラブ運営業務	社会福祉法人天竜厚生会	R2. 4. 1	6,100,000	みゅうのおか児童クラブは、赤佐小学校の既存の放課後児童クラブの利用者増に対応するために、社会福祉法人天竜厚生会が整備したクラブであり、運営上、他の事業者では履行することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区 社会福祉課 (電話：053-585-1121)
351	浜松市地域活動支援センターⅡ型事業業務	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団	R2. 4. 1	18,710,112	浜松市地域活動支援センターⅡ型事業実施要綱に定める台帳に登録されている事業所・法人は、市内で1者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区 社会福祉課 (電話：053-585-1697)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
352	令和2年度 浜松市地域包括支援センター運営事業業務 (北浜)	社会福祉法人 聖隷福祉事業団	R2. 4. 1	35,690,000	本事業は地域における包括的かつ継続的なケアマネジメントの体制を構築するために地域包括支援センターを設置し、総合的な相談及び支援、権利擁護のための援助、包括的かつ継続的なケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント等を実施することを目的とする。このような対応が可能な事業者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区 長寿保険課 (電話：053-585-1123)
353	令和2年度 浜松市地域包括支援センター運営事業業務 (しんばら)	社会福祉法人 天竜厚生会	R2. 4. 1	30,490,000	本事業は地域における包括的かつ継続的なケアマネジメントの体制を構築するために地域包括支援センターを設置し、総合的な相談及び支援、権利擁護のための援助、包括的かつ継続的なケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント等を実施することを目的とする。このような対応が可能な事業者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区 長寿保険課 (電話：053-585-1123)
354	令和2年度 浜松市地域包括支援センター運営事業業務 (於呂)	医療法人社団 白梅会	R2. 4. 1	25,290,000	本事業は地域における包括的かつ継続的なケアマネジメントの体制を構築するために地域包括支援センターを設置し、総合的な相談及び支援、権利擁護のための援助、包括的かつ継続的なケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント等を実施することを目的とする。このような対応が可能な事業者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区 長寿保険課 (電話：053-585-1123)
355	令和2年度浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務 (平口)	社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会	R2. 4. 1	16,762,000	虚弱高齢者の介護や支援についてのノウハウと豊富な経験を持つ人材を有し、事業実施体制も確立されており、地域における認知度・信頼も高く、安定的かつ適正に実施できる事業者が他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区 長寿保険課 (電話：053-585-1123)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
356	令和2年度浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務（中瀬）	社会福祉法人 大善福祉会	R2. 4. 1	15,878,000	虚弱高齢者の介護や支援についてのノウハウと豊富な経験を持つ人材を有し、事業実施体制も確立されており、地域における認知度・信頼も高く、安定的かつ適正に実施できる事業者が他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区 長寿保険課 (電話：053-585-1123)
357	浜松市天竜ボート場コース設営等業務	有限会社天龍遊船	R2. 4. 1	3,499,650	天竜ボート場のコース設営及び撤去業務は、気象条件やダム放流などによる緊急時の対応が必要不可欠である。特に近年においては、突発的な豪雨の増加など気象状況が変化してきており、それに伴うダムの放流回数も増加している。急激な増水に伴うコースの撤去作業は、大変厳しい気象条件の中で行うこととなり、危険が伴う中で迅速かつ正確な対応が求められるため、ダム湖の地形や水流等を熟知していることや熟練した技術、経験も必要となってくる。 指名業者は、天竜ボート場におけるコース設営・撤去に長期にわたって携わり、上記の条件に対応する技術等を有するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0072)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
358	浜松市天竜区スポーツ振興事業業務	公益財団法人浜松市体育協会	R2. 4. 1	2, 591, 999	天竜区民全世代の健康保持増進や体力づくりを推進し、スポーツの普及・向上を図るためには、地域住民に幅広く参加を呼びかけるスポーツ大会・教室の開催支援や天竜区で活動するスポーツ団体の育成及び活動支援が求められる。浜松市体育協会は、市内全域に支部を設けているとともに、天竜区5地区においても、そのスポーツ事情に精通し、スポーツ活動の中核となっている団体である。また、天竜区内のスポーツ少年団、スポーツ団体、体育振興会やスポーツ推進委員連絡協議会と連携し、スポーツ振興の中心としての役割を担っている。本業務は、スポーツ振興事業に関する知識や経験、各地区におけるネットワークを持ち、開催時期、会場確保、実施種目の調整などのスキルが必要であり、この事業を円滑にすすめることができる団体が他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0072)
359	浜松市横山バス待合所外26施設浄化槽保守点検及び清掃業務	株式会社ハマエイ	R2. 4. 1	4, 309, 690	(株)ハマエイは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「し尿及び浄化槽汚泥(一般廃棄物)」の清掃を天竜区内で行うことのできる唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0027)
360	浜松市天竜B&G海洋センター管理業務	株式会社スポーツプラザ報徳	R2. 4. 1	5, 697, 560	天竜B&G海洋センターは大規模改修のため休館しているが、施設再開に向け、施設・設備の維持保守を行う必要がある。また、当施設がB&G財団から譲渡された施設のため、B&G財団との調整、研修・会議等への参加など行う必要があり、B&G海洋性レクリエーション指導員の資格者を有し、現指定管理者として、施設・設備の状況を熟知しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0072)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
361	浜松市天竜ツーリズムセンター運営業務委託	天竜区観光協会	R2. 4. 1	5,744,000	天竜区観光協会は、観光地、物産を広く紹介し観光客の誘致拡大を図ると共に観光事業を通じて、区内の観光振興・地域振興に寄与することを目的に活動していることから本業務の目的と合致する。 また、浜松・浜名湖ツーリズムビューローや各地域の観光協会との連携・情報共有を円滑に行うことも可能である。 さらに、天竜区内における観光情報の発信・提供及び観光客へのサービスの拠点となる天竜ツーリズムセンターは、観光客の利便性を考慮し、新東名高速道路のインターチェンジに近く、天竜区の玄関でもある天竜浜名湖鉄道天竜二俣駅横の天竜区観光協会事務所が最適であることから、他に代替となるものはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0033)
362	浜松市春野文化センター管理運営業務	特定非営利活動法人春野のえがお	R2. 4. 1	4,600,000	浜松市春野文化センターの管理運営を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化を促進し、施設の更なる利活用を図ることを目的としている。 この目的を達成するための団体としては、春野地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されている団体であることが求められる。 この条件を備えた団体であり、地域内に本業務を遂行できる団体は他には無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)
363	浜松市佐久間歴史と民話の郷会館管理業務	特定非営利活動法人がんばらまいか佐久間	R2. 4. 1	4,136,000	浜松市佐久間歴史と民話の郷会館の管理運営を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化を促進し、施設の更なる利活用を図ることを目的としている。 この目的を達成するための団体としては、佐久間地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されている団体であることが求められる。 この条件を備えた団体であり、本業務を遂行できる団体は他には無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
364	浜松市水窪文化会館管理運営業務	地域活性化団体よかつつらみさくぼ	R2. 4. 1	5,000,000	浜松市水窪文化会館の管理運営を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化を促進し、施設の更なる利活用を図ることを目的としている。 この目的を達成するための団体としては、水窪地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されている団体であることが求められる。 この条件を備えた団体であり、地域内に本業務を遂行できる団体は他には無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)
365	浜松市龍山森林文化会館管理運営業務	特定非営利活動法人ほっと龍山	R2. 4. 1	5,005,000	浜松市龍山森林文化会館の管理運営を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化を促進し、施設の更なる利活用を図ることを目的としている。 この目的を達成するための団体としては、龍山地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されている団体であることが求められる。 この条件を備えた団体であり、地域内に本業務を遂行できる団体は他には無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)
366	天竜ものづくり継承施設管理業務	特定非営利活動法人本田宗一郎夢未来想造倶楽部	R2. 4. 1	5,758,999	当該施設は、故本田宗一郎氏のものづくり精神を次代を担う世代に継承していくことを目的に、登録有形文化財となっている旧二俣町役場を活用する形で整備された経緯があり、設置目的に沿う活動を主体に行っている住民組織は(特非)本田宗一郎夢未来想造倶楽部しかないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
367	浜松市放課後児童健全育成業務	社会福祉法人 天竜厚生会	R2. 4. 1	19,590,000	本業務を実施する事業者は、浜松市児童福祉法施行細則第8条の16及び浜松市放課後児童健全育成事業実施要綱第3条の規定に基づき、事前に「放課後児童健全育成事業開始届」を市長に届け出る必要があり、天竜区を実施場所として、本届出をしている事業者が他にないことから、1者特命とするものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区社会福祉課 (電話：053-922-0023)
368	保育ママ事業	社会福祉法人 葵会すみれ寮	R2. 4. 1	1,172,200	本事業は浜松市天竜区保育ママ事業実施要綱第3条により、保育ママを希望する者からの申込を審査し、適正であると認められる者を市長が保育ママとして認定する。認定された保育ママと個別に事業委託の契約をするため1者特命とするものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区社会福祉課 (電話：053-922-0023)
369	浜松市地域活動支援センターⅢ型事業業務	特定非営利活動法人わかすぎ工房	R2. 4. 1	8,592,000	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための事業であり、実施要綱に基づき浜松市地域活動支援センターⅢ型事業実施施設・事業者台帳に登録された事業所を運営する法人に委託することとしており、実施区域である佐久間町において台帳に登録されている事業所が1者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区社会福祉課 (電話：053-922-0024)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
370	浜松市地域活動支援センターⅢ型事業業務	特定非営利活動法人あけぼの	R2. 4. 1	8,304,000	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための事業であり、実施要綱に基づき浜松市地域活動支援センターⅢ型事業実施施設・事業者台帳に登載された事業所を運営する法人に委託することとしており、実施区域である春野町において台帳に登載されている事業所が1者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区社会福祉課 (電話：053-922-0024)
371	浜松市生活支援ハウス運営事業	社会福祉法人 さくま	R2. 4. 1	8,780,000	(福) さくまは、介護保険法に規定する老人デイサービスセンター等を運営する社会福祉法人であり、適切な事業運営が確保できると認められた法人である。また、浜松市生活支援ハウス運営事業実施要綱に規定する施設を保有しているのは、天竜区内では(福) さくましかないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区 長寿保険課 (電話：053-922-0130)
372	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業(天竜地域(熊地区除く)、春野地域(春南地区除く)、水窪地域)	社会福祉法人 浜松市 社会福祉協議会	R2. 4. 1	22,338,000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱(平成29年4月1日施行)に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登載された事業所に委託するため。〈対象エリア〉上阿多古・下阿多古・二俣・光明・竜川・水窪・春野(春南地区を除く)の7エリア	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区 長寿保険課 (電話：053-922-0130)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
373	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業（天竜地域（熊地区）・龍山地域）	社会福祉法人 天竜厚生会	R2. 4. 1	2, 142, 000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱（平成29年4月1日施行）に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に記載された事業所に委託するため。〈対象エリア〉熊・龍山地域の2エリア	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区 長寿保険課 （電話：053-922-0130）
374	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業（春野地域（春南地区））	社会福祉法人 白龍会	R2. 4. 1	3, 026, 000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱（平成29年4月1日施行）に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に記載された事業所に委託するため。〈対象エリア〉春野（春南地区）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区 長寿保険課 （電話：053-922-0130）
375	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業（佐久間（浦川地区除く））	社会福祉法人 さくま	R2. 4. 1	3, 740, 000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱（平成29年4月1日施行）に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に記載された事業所に委託するため。〈対象エリア〉佐久間（浦川除く）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区 長寿保険課 （電話：053-922-0130）
376	浜松市地域包括支援センター運営事業（天竜、春野）	医療法人 弘遠会	R2. 4. 1	37, 108, 000	地域包括支援センター運營業務は、適切で公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することが出来ない。（医）弘遠会は令和2年2月19日に開催された浜松市地域包括支援センター運営協議会で天竜、春野地域担当として承認されている唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区 長寿保険課 （電話：053-922-0130）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
377	浜松市地域包括支援センター運営事業（佐久間、水窪、龍山）	社会福祉法人 天竜厚生会	R2. 4. 1	32,848,000	地域包括支援センター運営業務は、適切で公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することが出来ない。（福）天竜厚生会は令和2年2月19日に開催された浜松市地域包括支援センター運営協議会で佐久間、水窪、龍山地域担当として承認されている唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区 長寿保険課 （電話：053-922-0130）
378	（一括）浜松市龍山保健センター外47施設昇降機設備保守点検業務	株式会社日立ビルシステム 中部支社	R2. 4. 1	32,544,600	本業務は遠隔監視システムを使用し、24時間監視及び自動点検による予防保全が必要とする業務である。昇降機設置業者の独自技術であり、設置業者以外では適切な保守管理ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区健康づくり課 （電話：053-925-3142）
379	浜松市予防接種等業務	一般社団法人磐周医師会	R2. 4. 1	43,327,891	本業務は医師免許が必要であり、各医療機関（医師）の協力が必要不可欠なため、指名競争入札に適さない。指名業者は、天竜区及び磐田市豊岡地区の医師を会員とし、統括する唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区健康づくり課 （電話：053-925-3142）
380	浜松市天竜休日救急診療所診療及び管理業務	一般社団法人磐周医師会	R2. 4. 1	9,615,370	本業務は医師免許が必要であり、各医療機関（医師）の協力が必要不可欠なため、指名競争入札に適さない。指名業者は、天竜区及び磐田市豊岡地区の医師を会員とし、統括する唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区健康づくり課 （電話：053-925-3142）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
381	浜松市春野歯科診療所歯科技工業務(クラウン等)	歯科技工 俊光	R2. 4. 1	2, 159, 916	歯科技工物は失った歯の部分を人工的に補綴し、以前の咬み合わせを再現するものであり、デリケートな精密さが要求されることから、医師や患者の要望に対応できる技術を持った専門業者であることが必要不可欠である。 歯科技工俊光については、本業務を実施できる浜松市入札参加資格を有している唯一の市内業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区健康づくり課 (電話：053-925-3142)
382	浜松市春野歯科診療所歯科技工業務（義歯等）	ていーす工房	R2. 4. 1	2, 043, 965	歯科技工物は失った歯の部分を人工的に補綴し、以前の咬み合わせを再現するものであり、デリケートな精密さが要求されることから、医師や患者の要望に対応できる技術を持った専門業者であることが必要不可欠である。 浜松市入札参加資格を有している業者の中で、ていーす工房は技工物のやり取りが来院方式であり、歯科医師と技工士の打ち合わせ等が可能であり、意思疎通を図ることができ、患者や歯科医師の要望が技工士に伝わりやすく、より要望に沿った技工物の製作が可能な唯一な業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区健康づくり課 (電話：053-925-3142)
383	浜松市天竜休日救急診療所調剤業務	一般社団法人浜松市薬剤師会	R2. 4. 3	1, 880, 648	本業務は薬剤師免許が必要であり、薬剤師の協力が不可欠であるため、競争入札は適さない。指名業者は、市内の薬剤師を会員とし、統括する唯一の団体であるため	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区健康づくり課 (電話：053-925-3142)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
384	令和2年度FAQ及び多チャンネル行政案内サービスの基盤データ整備業務	株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト東海支店	R2.6.1	3,190,000	本業務は、当該事業者が作成したVOCデータからFAQおよびチャットボットやAIスピーカー等による多チャンネル行政案内サービスの基盤データを整備するものであり、VOCデータから高精度なFAQを作成できるのは、VOCデータを作成した当該事業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部広聴広報課 (電話：053-457-2021)
385	令和2年度浜松市勢要覧（令和3年度版）編集業務	ミサキ産業株式会社	R2.6.25	2,794,000	業務の内容や性質、目的から価格競争による選定はなじまないことから、指名型によるプロポーザルを行い、企画提案の内容を審査した結果、当該事業者を最適事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部広聴広報課 (電話：053-457-2021)